

陸上自衛隊達第21-6号

陸上自衛官人事業務規則(昭和42年陸上自衛隊達第21-6号)の全部を改正する。

昭和53年11月16日

陸上幕僚長 陸将 永野 茂門

陸上自衛官人事業務規則

改正	昭和54年10月5日達第21-6-1号	昭和56年3月20日達第21-6-2号
	昭和56年12月28日達第21-6-3号	昭和57年4月30日達第122-119号
	昭和58年2月18日達第32-16-5号	昭和58年3月4日達第21-6-4号
	昭和58年3月8日達第122-121号	昭和58年9月5日達第21-6-5号
	昭和59年6月26日達第122-122号	昭和60年4月6日達第122-123号
	昭和60年12月21日達第122-124号	昭和62年7月29日達第21-6-6号
	昭和63年4月8日達第122-126号	平成元年2月10日達第122-127号
	平成元年3月31日達第21-6-7号	平成元年9月12日達第21-6-8号
	平成2年2月21日達第21-6-9号	平成2年9月27日達第122-129号
	平成2年12月28日達第21-6-10号	平成4年9月22日達第21-6-11号
	平成6年3月30日達第21-6-12号	平成7年3月20日達第21-6-13号
	平成8年5月10日達第21-6-14号	平成9年1月17日達第122-132号
	平成10年3月20日達第122-136号	平成11年3月25日達第122-151号
	平成12年3月27日達第122-158号	平成13年3月27日達第122-167号
	平成14年2月27日達第122-172号	平成14年3月26日達第122-175号
	平成15年3月26日達第122-184号	平成16年3月29日達第122-192号
	平成17年3月28日達第122-197号	平成18年3月27日達第122-206号
	平成18年3月30日達第122-209号	平成18年7月26日達第122-211号
	平成18年10月27日達第21-6-15号	平成19年1月9日達第122-215号
	平成19年3月27日達第122-219号	平成19年11月22日達第122-223号
	平成20年3月28日達第122-225号	平成21年3月30日達第122-234号
	平成21年11月27日達第122-236号	平成22年3月25日達第122-243号
	平成23年4月19日達第122-251号	平成24年8月1日達第122-256号
	平成26年3月25日達第122-262-2号	平成27年3月31日達第122-269号
	平成27年9月29日達第122-271号	平成28年3月23日達第122-276号
	平成28年10月1日達第122-279号	平成29年3月24日達第122-283号
	平成29年3月27日達第122-286号	平成30年3月27日達第21-6-16号
	平成31年3月18日達第122-297号	平成31年4月19日達第122-302号
	令和元年6月27日達第122-303号	令和2年2月18日達第21-6-17号
	令和3年3月12日達第122-314号	令和3年3月15日達第122-315号
	令和4年3月29日達第122-317号	令和6年3月21日達第21-6-18号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 昇任

第1節 幹部の昇任(第3条-第7条)

第2節 准陸尉、陸曹及び陸士の昇任(第8条-第19条)

第3節 特別昇任(第20条)

第3章 補職(第21条-第27条)

第4章 退職及び分限による免職等（第28条－第30条）

第5章 職種の指定及び変更（第31条・第32条）

第6章 入校等（第33条－第36条）

第7章 選抜等

第1節 通則（第37条－第40条の3）

第2節 一般幹部候補生（部内）の選抜（第41条－第43条）

第3節 3尉候補者の選抜（第44条－第47条）

第4節 陸曹航空操縦学生の選抜（第48条－第50条）

第5節 臨床検査技師課程学生等の選抜（第51条－第55条）

第6節 陸曹候補生の選抜（第56条－第61条）

第7節 空挺訓練生の選抜（第62条－第66条）

第8節 語学課程学生等の選考（第67条－第68条）

第9節 中堅陸曹共通識能評価試験（第69条－第75条）

第8章 経歴管理調査

第1節 幹部経歴管理調査（第76条－第78条）

第2節 准陸尉又は陸曹経歴管理調査（第79条）

第3節 経歴管理調査書の改正に係る意見提出

第9章 昇給（第80条－第86条）

第10章 人事管理に係る資料（第87条－第90条）

第11章 雑則（第91条－第94条）

附則

別紙第1 幹部自衛官昇任資格者名簿（1等陸佐への昇任）

別紙第2 幹部自衛官昇任資格者名簿（〇等陸佐への昇任：上申区分（〇））

別紙第3 選考による3等陸尉への昇任資格者名簿

別紙第4 選考による3等陸尉への昇任選考調書

別紙第5 陸上自衛官（看護）幹部昇任資格者名簿

別紙第6 昇任不適格（理由消滅）者名簿

別紙第7 3等陸曹への昇任筆記試験得点状況報告

別紙第8 3等陸曹への昇任試験成績名簿

別紙第8－2 陸士から技術陸曹に任用された者の3等陸曹任命年度の基準

別紙第9 第〇期陸曹候補生昇任候補者名簿

別紙第10 准陸尉・陸曹又は陸士昇任資格者名簿

別紙第11 准陸尉・陸曹昇任副申書

別紙第12 電報による特別昇任上申の場合の必須項目

別紙第13 補職上申（申請）書

別紙第14 一般幹部候補生等補職上申書

別紙第15 補職希望調査報告書

別紙第16 補充上申書

別紙第16－2 准陸尉及び陸曹異任上申書

別紙第16－3 陸士異任上申書

別紙第17 特殊事情申請・認定書

別紙第18 異動のための所要日数基準表

- 別紙第19 幹部自衛官等配置表
- 別紙第20 退職願（依願・応募認定）
- 別紙第21 退職者調書
- 別紙第22 分限免職（降任）上申書
- 別紙第23 休（復）職上申書
- 別紙第24 幹部候補者職種指定上申書
- 別紙第25 職種の指定及び変更の書式
- 別紙第26 学生候補者名簿
- 別紙第27 防衛大学校研究科（修士課程等）学生候補者名簿
- 別紙第28 部外研修候補者名簿
- 別紙第29 入校等予定者名簿
- 別紙第30 第○期○○○○受験者数報告
- 別紙第31 令和○年度技術陸曹部内選抜試験受験者数報告
- 別紙第31－2 第○期○○○○課程選考服務資料
- 別紙第31－3 中堅陸曹共通識能評価試験の試験受験記録
- 別紙第32 第○期一般幹部候補生（部内）術科試験等成績報告
- 別紙第33 第○期一般幹部候補生（部内）選考資料名簿
- 別紙第34 第○期3尉候補者選抜資料名簿
- 別紙第35 第○期陸曹航空操縦学生適性検査等結果報告
- 別紙第36 第○期○○○○○課程学生選考資料名簿
- 別紙第36－2 第○期陸曹航空操縦学生口述試験成績等報告
- 別紙第37 技術陸曹補充上申書
- 別紙第38 技術陸曹補職状況報告
- 別紙第39 陸曹候補生初級陸曹特技課程別履修人員報告
- 別紙第40 第○期空挺訓練生志願者名簿
- 別紙第41 第○期救急救命士課程学生選考資料名簿
- 別紙第42 特別体育課程学生候補者選考名簿
- 別紙第43 特別体育課程学生候補者選考基準
- 別紙第44及び第45 削除
- 別紙第46－1 幹部自衛官経歴管理調査書（1佐以上）
- 別紙第46－2 幹部自衛官経歴管理調査書（2佐以下）
- 別紙第47 幹部経歴管理調査書等の保管区分
- 別紙第48 幹部自衛官経歴管理調査未実施者名簿
- 別紙第49から第51まで 削除
- 別紙第52 昇給上申者一覧表
- 別紙第53 昇給記録カード
- 別紙第54 昇給記録表
- 別紙第55 特別の場合の昇給上申書
- 別紙第56 人事管理資料（幹部）
- 別紙第57 人事管理資料（准曹）

第1章 総則

(目的)

第1条 この達は、陸上自衛官（陸上自衛隊の自衛官候補生を含む。以下同じ。）の昇任、補職、退職、学生の選考、一般幹部候補生（部内）等の選抜、幹部、准陸尉・陸曹の経歴管理調査、昇給及び人事管理に係る資料の作成等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休養日等 休養日及び行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める休日をいう。
- (2) 昇任訓令 自衛官の昇任に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第62号）をいう。
- (3) 任命権訓令 任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）をいう。
- (4) 曹候補令 陸曹候補生に関する訓令（昭和36年陸上自衛隊訓令第8号）をいう。
- (5) 昇給訓令 防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第58号）をいう。
- (6) 人評訓令 人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号）をいう。
- (7) 看護師等採用達 看護師たる陸曹及び看護師以外の陸曹たる女性自衛官の採用基準に関する達（陸上自衛隊達第21-16号（43.4.24））をいう。
- (8) 人評達 陸上自衛隊人事評価実施の細部に関する達（陸上自衛隊達第21-30号（28.10.1））をいう。
- (9) 健康診断及び体力検査規則 陸上自衛隊健康診断及び体力検査実施規則（陸上自衛隊達第36-6号（44.1.30））をいう。
- (10) 教育訓練達 陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達（陸上自衛隊達第110-1号（40.3.18））をいう。
- (11) 陸上総隊司令官等 陸上総隊司令官、方面総監その他の防衛大臣直轄部隊等の長（陸上幕僚監部にあつては、幹部自衛官に係るものについては部長、監察官、法務官及び警務管理官、准陸尉及び陸曹・陸士に係るものについては人事教育部長）をいう。
- (12) 削除
- (13) 業務隊長等 駐屯地業務隊長のほか、駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第44号）第9条に規定する駐屯地業務を担当する部隊等の長をいう。
- (14) 連隊長等 連隊長、群長及び防衛大臣直轄部隊等（団を除く。）の長並びに陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長又は団長の直轄する部隊等（連隊及び群を除く。）の長をいう。
- (15) 3尉候補者 3等陸尉への昇任試験に合格した准陸尉及び陸曹長（陸上

自衛官（看護）を除く。）をいう。

- (16) 空挺訓練生 空挺従事者の取扱に関する訓令（昭和30年陸上自衛隊訓令第39号）第2条第2号に規定する者をいう。
- (17) 能力評価 人評訓令第4条第3項に規定する人事評価の能力評価をいう。
- (18) 業績評価 人評訓令第4条第4項に規定する人事評価の業績評価をいう。
- (19) 全体評語 人評訓令第6条第1項に規定する全体評語をいう。

第2章 昇任

第1節 幹部の昇任

（昇任に関する上申）

第3条 陸上幕僚長は、毎年12月末日までに翌年度における幹部自衛官の昇任上申に関し必要な事項を指示する。この場合において、陸上総隊司令官等は、この指示に基づいて所要の上申を行うものとする。

（幹部の昇任資格者名簿の提出等）

第4条 昇任訓令第12条の規定による幹部自衛官昇任資格者名簿（1等陸佐への昇任）（別紙第1）及び幹部自衛官昇任資格者名簿（〇等陸佐への昇任：上申区分（〇））（別紙第2）は、次表の左欄に示す部隊等に所属する幹部自衛官に係るものについては、右欄に示すそれぞれの区分による昇任資格者名簿提出者が順序を経て陸上幕僚長に提出するものとする。

部隊等	昇任資格者名簿提出者		
	2等陸尉～ 2等陸佐への昇任	1等陸佐への昇任	将補への昇任
陸上総隊	陸上総隊司令官	陸上総隊司令官、方面総監。ただし、富士教導団については富士学校長、開発実験団については教育訓練研究本部長とする。	陸上総隊司令官、方面総監。ただし、富士教導団については富士学校長、開発実験団については教育訓練研究本部長とする。
方面隊（師団、旅団及び団を除く。）	方面総監		
師団	師団長		
旅団	旅団長		
団（富士教導団、開発実験団を含む。）及び中央情報隊	団長及び中央情報隊長		
防衛大臣直轄部隊（陸上総隊、方面隊及び団を除く。）	部隊長	現階級1佐以上の部隊長	1 防衛大臣直轄部隊長、学校長及び補給処長については陸上幕僚副長
学校及び学校長	学校長	学校長	2 その他について

に隷属する部隊 (富士教導団を 除く。)			は1等陸佐への昇 任資格者の名簿提 出者に同じ。
教育訓練研究本 部(開発実験団 を除く。)	教育訓練研究本部 長	教育訓練研究本部 長	
補給統制本部	補給統制本部長	補給統制本部長	
補給処	補給処長	方面総監	方面総監
陸上幕僚長の監 督を受ける自衛 隊地区病院	方面総監		
自衛隊地方協力 本部			
自衛隊中央病院	自衛隊中央病院長	自衛隊中央病院長	自衛隊中央病院長
陸上幕僚監部	部長、監察官、法務 官及び警務管理官	部長、監察官、法務 官及び警務管理官	部長、監察官及び法 務官。ただし、警務 管理官及び陸上幕僚 監部付の者について は陸上幕僚副長、副 警務管理官について は警務管理官

- 2 前項の昇任資格者名簿提出者は、昇任資格者の追加、転入又は削除等により序列の変更を必要とする場合には、順序を経て、所要の修正（以下「修正上申」という。）を行うことができる。
 - 3 陸上総隊司令官は、団長その他の昇任資格者名簿提出者から、方面総監は、師団長その他の昇任資格者名簿提出者から上申された2等陸佐及び3等陸佐への昇任資格者について、陸上総隊全体又は方面隊全体としての推薦序列（以下「調整序列」という。）を付した意見を提出するものとする。
 - 4 前項の規定は、富士教導団長の昇任資格者名簿提出について、方面総監を富士学校長に、師団長その他を富士教導団長に、方面隊を富士学校及び同学校長隷下部隊にそれぞれ読み替えて適用するものとする。また、教育訓練研究本部長の昇任資格者名簿提出について、方面総監を教育訓練研究本部長に、師団長その他を開発実験団長に、方面隊を教育訓練研究本部及び同本部長隷下部隊にそれぞれ読み替えて適用するものとする。
（3尉候補者の3等陸尉への昇任及び選考による3等陸尉への昇任上申）
- 第5条 陸上幕僚長は、3尉候補者のうち3尉候補者課程を修了し、適格と認められるものを3等陸尉へ昇任させる。
- 2 陸上総隊司令官等は、陸上幕僚長の指示する昇任の基準等に基づき、選考による3等陸尉への昇任適任者を、選考による3等陸尉への昇任資格者名簿（別紙第3）及び選考による3等陸尉への昇任選考調書（別紙第4）によ

り、別に示す期日までに陸上幕僚長へ上申するものとする。

(陸上自衛官(看護)の幹部への昇任試験等)

第6条 陸上自衛官(看護)の3等陸尉への昇任試験の受験資格は、定期昇任期日現在、現に陸曹長であって看護師免許取得後の経験年数が3年を超える者とする。ただし、看護師等採用達別表第1に規定する甲該当者で採用された者は、経験年数が4年を超える者とする。なお、看護師免許取得後の経験年数の算定に当たっては、保健師学校又は助産師学校卒業者については当該在学期間を経験年数に算入し、新制看護大学(4年制)の卒業者については看護師免許取得後の経験年数に1年を加算するものとする。

2 昇任試験の課目等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 筆記試験 自衛隊関係法規及び衛生職種に関する知識
- (2) 口述試験 幹部自衛官(看護)として必要な資質等
- (3) 勤務成績 幹部自衛官(看護)にふさわしい勤務実績

3 昇任試験の要領は、次の各号のとおりとする。

(1) 筆記試験

方面総監及び自衛隊中央病院長は、陸上幕僚監部から送付される筆記試験問題による試験の実施を監督し、試験終了後速やかに回収した答案用紙を陸上幕僚長に送付する。ただし、方面総監は、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長に筆記試験の実施の監督を委任することができる。

(2) 口述試験

方面総監及び自衛隊中央病院長は、自衛官等の募集及び採用業務実施に関する達(陸上自衛隊達第23-9号(23.5.19))第15条の規定に準じて口述試験を担当し、その結果を陸上幕僚長に報告する。ただし、方面総監は、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院の病院長に口述試験の実施を委任することができる。

(3) 勤務成績

勤務成績は、勤務実績等に基づくものとし、細部はその都度陸上幕僚長が指示する。

4 昇任試験の実施時期及び試験課目の配点基準等は、その都度陸上幕僚長が指示する。

5 方面総監及び自衛隊中央病院長は、陸上自衛官(看護)幹部昇任資格者名簿(別紙第5)を定期昇任期日の45日前までに陸上幕僚長に提出するものとする。

(昇任不適合者)

第7条 幹部である者の昇任及び幹部への昇任に際して、昇任不適合者のある場合(昇任不適合者の不適合理由が消滅した場合)には、第4条に規定する「2等陸尉～2等陸佐への昇任」の昇任資格者名簿提出者は、その都度昇任不適合(理由消滅)者名簿(別紙第6)を順序を経て陸上幕僚長に提出するものとする。

第2節 准陸尉、陸曹及び陸士の昇任

(通則)

第8条 陸上総隊司令官等は、陸上幕僚長の指示する昇任の基準等に基づき、准陸尉以下の昇任を管理するとともに、指揮監督下にある昇任権者に対し所要の基準等を指示するものとする。

(陸曹候補生(准看護師を含む。)の3等陸曹への昇任)

第9条 陸上総隊司令官及び方面総監並びに防衛大臣直轄部隊等の曹の昇任権者は、陸上幕僚長の指示する基準等に基づき、陸曹候補生(准看護師を含む。)の3等陸曹への昇任を管理するとともに、指揮監督下にある昇任権者に対し所要の指示を行うものとする。

2 前項により昇任させる者は、陸曹候補生(准看護師課程)課程を修了し、曹昇任試験に合格した者(曹候訓令第3条第3項の規定により当該昇任日以前に実施される次期陸曹候補生課程履修者を含む。)の中で適格と認められる者とする。

3 曹候訓令第3条第3項の規定により、次期以降の陸曹候補生課程を修める者(前項による者を除く。)については、その期別は修了した課程の期とし、昇任は当該期の陸曹候補生とともに行うものとする。

(曹昇任試験委員会)

第10条 昇任訓令第8条の規定に基づき各昇任権者が設置する曹昇任試験委員会は、次項の規定に基づいて設置することにより、陸上幕僚長の承認を得たものとする。なお、防衛大臣直轄部隊等にあつては、当該部隊等に設置するものとする。

2 曹昇任試験委員会は、委員長のほか委員3名以上をもって組織するものとする。

3 曹昇任試験委員会は、勤務成績を除く曹昇任試験を陸曹候補生課程教育を担当する部隊長(以下「曹候教育担任部隊長」という。)に委任するものとする。

(曹昇任試験等)

第11条 曹昇任試験等の課目等は、次のとおりとする。

(1) 勤務成績 能力評価及び業績評価等により判定する。

(2) 筆記試験 教育訓練達別冊第1に規定する陸曹候補生課程教育基準によるものとし、試験問題は、陸上幕僚監部で作成する。

(3) 口述試験 陸曹候補生課程履修間における初級陸曹としての資質等を評価する。

(4) 実地試験 陸曹候補生課程履修間における訓練実技能力を次の区分により評価する。

ア 各種訓練(実員指揮能力、訓練指導能力)

イ 射撃検定

ウ 体力検定

2 曹候教育担任部隊長は、前項各号(第1号を除く。)に掲げる曹昇任試験を、筆記試験実施のため所要の委員を指名するとともに、陸上幕僚長の指示する要領に基づき実施するものとする。

3 曹昇任試験実施の報告等は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 曹候教育担任部隊長は、3等陸曹への昇任筆記試験得点状況報告(別紙第7)を試験終了後20日以内に、各昇任権者に通知するとともに、指揮

系統を通じ陸上幕僚長に報告する（補定第13号）。

- (2) 曹候補教育担任部隊長は、3等陸曹への昇任試験成績名簿（別紙第8）を陸曹候補生課程終了後15日以内に、当該受験者を3等陸曹に昇任させる昇任権者及び防衛大臣直轄部隊等の長に通知するとともに、防衛大臣直轄部隊等に所属する受験者に係るものは陸上幕僚長に提出する。
- (3) 陸上幕僚長は、筆記試験の平均点及び得点分布比率を当該昇任期日の45日前までに陸上総隊司令官及び方面総監並びに防衛大臣直轄部隊等の曹の昇任権者に通知する。

（技術陸曹（部内）への任用）

第12条 曹の任免権者は、技術陸曹（部内）の選抜試験に合格した適格な者を、技術免許資格区分に応じそれぞれの階級に任用する。

- 2 曹の任免権者は、技術陸曹を陸士から任用する場合には、陸曹候補生課程を履修した者から任用するものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合は、任用後、履修させることができる。
- 3 陸上幕僚長は、第1項に規定する任用について、その都度期日を指示する。
- 4 陸士から技術陸曹に任用された者の3等陸曹任命年度の基準は、陸士から技術陸曹として任用された者の3等陸曹任命年度の基準（別紙第8-2）による。

（航空管制員の昇任）

第13条 曹の昇任権者は、航空管制員課程学生として選抜され、所定の教育を修了し、第9条第2項に規定する曹昇任試験に合格し、かつ、国土交通大臣の行う航空交通管制基礎試験に合格した適格な者を、航空管制員課程終了後における直近の昇任期日に3等陸曹に昇任させる。

（陸上自衛官（看護）の昇任）

第14条 曹の昇任権者は、陸上自衛官（看護）に任用された者の上位階級への昇任については、看護師等採用達別表第1に示す昇任階級の資格基準に合致した適格な者を、次の各号により、昇任させることができる。

- (1) 2等陸曹に採用された者は、資格基準に合致した直近の昇任期日
- (2) 3等陸曹に任用された者は、資格基準に合致した日

（生徒陸曹候補生及び一般曹候補生の昇任時期）

第15条 生徒陸曹候補生及び一般曹候補生の昇任時期は、その都度陸上幕僚長が指示する。

（陸士長以下への昇任）

第16条 1等陸士及び陸士長への昇任期日は、月の初日とする。

- 2 1等陸士への昇任は、自衛官候補生に任命した日（月の10日までに入隊した者は、入隊した月の初日に入隊したものとみなす。）から9か月を、陸士長への昇任は、1等陸士に任用した日から1年を経過した後における直近の昇任期日に昇任させることができる。ただし、昇任訓令第4条又は第5条の規定により昇任させることができなかつた者については、その理由が解消した後における直近の昇任期日に昇任させることができる。
- 3 前項によりがたい特別の事情がある場合には、その都度陸上幕僚長が指示する。

(再入隊者の昇任特例)

第17条 再入隊者で元の階級が1等陸士又は陸士長であった者の、元の階級と同位階級までへの昇任については、任期満了により離職した者及び継続任用期間中に離職した者に限り次の各号に定めるところにより実施することができる。

- (1) 1等陸士へは、再入隊した日から起算して6か月を経過した後における直近の昇任期日
- (2) 陸士長へは、陸上幕僚長がその都度指示する昇任の基準等に基づき再入隊してから1等陸士に任命後1年を経過した後における直近の昇任期日
(昇任資格者名簿の提出)

第18条 昇任権者の指定する部隊等の長(陸上幕僚長を昇任権者とするものについては、防衛大臣直轄部隊等の長をいう。)は、第〇期陸曹候補生昇任候補者名簿(別紙第9)、准陸尉・陸曹又は陸士昇任資格者名簿(別紙第10)及び准陸尉・陸曹昇任副申書(別紙第11)を昇任予定期日の65日前(陸士長以下の昇任に当たっては40日前)までに昇任権者に順序を経て提出するものとする。ただし、准陸尉又は陸曹の昇任資格者名簿及び昇任副申書は、当該年度分を一括して7月昇任期に提出するものとする。

(昇任資格者が異任した場合の措置)

第19条 昇任権者は、昇任資格者が異動する場合、昇任資料の通知を必要と認める者について、准陸尉・陸曹昇任副申書(別紙第11)を異任先の昇任権者に通知するものとする。

第3節 特別昇任

(特別昇任上申書の提出等)

第20条 幹部並びに陸上幕僚長を特別昇任権者とする准陸尉及び陸曹の定年退職予定者の特別昇任上申書は昇任訓令第14条に定める様式により定年予定日該当月の前々月の20日までに当該自衛官の所属部隊等の長(幹部にあつては、本則第4条に規定する昇任資格者名簿提出者をいう。)が順序を経て陸上幕僚長に1部提出するものとする。

また、定年退職予定者以外の退職者(依願退職及び応募認定退職)の特別昇任上申書は退職願と同時に提出するものとする。

- 2 死亡の場合及び前項において急を要する場合は電報(模写電報を含む。)により上申するものとし、その項目は電報による特別昇任上申の場合の必須項目(別紙第12)のとおりとする。

第3章 補職

(補職に関する上申(申請))

第21条 陸上幕僚長は、毎年3月末日までに翌年度における幹部自衛官の補職上申(申請)に関し必要な事項を指示する。この場合において、陸上総隊司令官等は、この指示に基づいて所要の上申(申請)を行うものとする。

(幹部の補職上申(申請)書の提出等)

第22条 幹部自衛官(陸将補以上を除く。)の補職上申(申請)書(別紙第13)は、次表の左欄に示す部隊等に所属する幹部自衛官に係るものについて

は、右欄に示すそれぞれの区分による提出者が陸上幕僚長に提出するものとする。

部 隊 等	補職上申（申請）書提出者	
	3等陸尉～2等陸佐	1等陸佐 (1佐職含む。)
陸上総隊	陸上総隊司令官	陸上総隊司令官
方面隊	方面総監	方面総監
防衛大臣直轄部隊（陸上総隊及び方面隊を除く。）	部隊長	現階級1等陸佐以上の部隊長
学校及び学校長に隷属する部隊	学校長	学校長
教育訓練研究本部及び教育訓練研究本部長に隷属する部隊	教育訓練研究本部長	教育訓練研究本部長
補給統制本部	補給統制本部長	補給統制本部長
補給処	方面総監	方面総監
陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院	方面総監	方面総監
自衛隊地方協力本部	方面総監	方面総監
自衛隊中央病院	自衛隊中央病院長	自衛隊中央病院長
陸上幕僚監部	部長、監察官及び法務官、警務管理官	部長、監察官及び法務官。ただし、警務管理官については陸上幕僚副長、副警務管理官については警務管理官

- 2 一般幹部候補生（一般幹部候補生（部内）を除く。）及び薬剤幹部候補生の一般幹部候補生等補職上申書（別紙第14）は幹部候補生学校長が、その他の幹部候補者及び3尉候補者の補職上申（申請）書（別紙第13）は前項の「3等陸尉～2等陸佐」の補職上申（申請）書提出者が提出するものとする。
- 3 幹部候補生学校長は、年度ごとに別に示す職種的一般幹部候補生（部内）（飛行幹部候補生を含む。）の補職について、本人の補職希望等を調査し、補職希望調査報告書（別紙第15）をもって報告するものとする。
（准陸尉、陸曹及び陸士の異任等）

第23条 准陸尉、陸曹及び陸士の異任は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 時期については、別に示す。
- (2) 陸上総隊及び方面隊を異にする異任（防衛大臣直轄部隊等への異任及び

防衛大臣直轄異部隊等からの異任を含む。)及び特に陸上幕僚長の定める部隊への異任は、陸上幕僚長の指示に基づき実施する。

(3) 前2号以外の異任は、陸上総隊司令官等の定めるところによる。

2 新隊員の補充は、次の各号により行うものとする。

(1) 新隊員の方面隊を異にする補充(陸上総隊及び防衛大臣直轄部隊等への補充を含む。)は、陸上幕僚長の指示に基づき実施する。

(2) 前号以外の新隊員の補充は、方面総監の定めるところによる。

(防衛大臣直轄部隊等の補充上申)

第23条の2 防衛大臣直轄部隊等の長は、各定期異動時における准陸尉及び陸曹の補充要望を補充上申書(別紙第16)により陸上幕僚長が定める期日までに上申するものとする。

2 防衛大臣直轄部隊等の長は、翌年度に係る新隊員の補充要望(教育特技別・入隊月別)を毎年12月20日までに陸上幕僚長に上申するものとする(様式は適宜とし、別紙第16付紙を添付する。)

(異任上申)

第24条 准陸尉及び陸曹の異任のための上申は、准陸尉及び陸曹異任上申書(別紙第16-2)により行うものとする。

2 陸士の異任のための上申は、陸士異任上申書(別紙第16-3)により行うものとする。

(准陸尉又は陸曹の特殊事情者の異任)

第25条 特殊事情の生じた准陸尉又は陸曹は、特殊事情申請・認定書(別紙第17)により順序を経て連隊長等に申し出るものとする。

2 特殊事情の申出を受けた連隊長等は、その実情について調査を行うものとする。ただし、実情の調査が遠隔地のため困難な場合は、任免権者に報告するとともに当該特殊事情に係る異任等希望先の連隊長等に調査を依頼することができる。

3 前項の規定により調査の依頼を受けた連隊長等は実情を調査し、その結果を依頼した連隊長等に通知するものとする。

4 連隊長等は、調査結果に基づき特殊事情の有無を判定し、次の各号に定める処置を行うものとする。

(1) 特殊事情に該当すると認められた者については、特殊事情申請・認定書(別紙第17)に所要事項を記入し補職権者に報告するとともに、当該隊員に特殊事情の認定を通知する。

(2) 特殊事情に該当しない者については、その理由を明確にして当該隊員に通知する。

5 特殊事情者の異任は、特に緊急の場合を除き定期異動時に行うものとする。

(異動完了日)

第26条 異動完了日は、次の各号による。

(1) 異動のための所要日数の基準は、異動のための所要日数基準表(別紙第18)のとおりとする。

(2) 補職権者(内部部局、施設等機関、特別の機関及び共同機関を除く。)が、前号により難いと認めた場合には人事発令に示すものとする。

- (3) 異動を命ぜられた者は、特に時刻を指定する場合のほか異動完了日の課業終了時刻までに、新補職先部隊等に到着しなければならない。ただし、異動完了日が休養日等に当たる場合は、その翌日（その日が休養日等に当たる場合は、更にその翌日をいう。）の課業開始時刻までに到着するものとする。

（幹部自衛官等配置表）

第27条 陸上自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官の人事記録の細部取扱いに関する達（陸上自衛隊達第32-10号（47.12.15））第5条第2号に掲げる保管権者は、4月1日、8月10日及び12月20日現在でそれぞれの日に所属する幹部自衛官及び准陸尉全員につき幹部自衛官等配置表（別紙第19）を作成し、4月20日、8月末日及び1月20日までに陸上幕僚長に1部提出するものとする。この場合、陸上総隊司令官等は、隷下部隊等の分を取りまとめ、これを編てつするものとする。

第4章 退職及び分限による免職等

（退職）

第28条 退職（定年及び任期満了による退職を除き、応募認定退職を含む。）を希望する者は、退職願（依願・応募認定）（別紙第20）を作成し、幹部並びに陸上幕僚長を任免権者とする准陸尉、陸曹及び陸士については、退職希望日の30日前までに、順序を経て陸上幕僚長に1部上申するものとする。

- 2 陸上総隊司令官等は、退職者調書（別紙第21）を作成し、前項の退職を希望する幹部については退職願と同時に、定年退職予定の幹部並びに陸上幕僚長を任免権者とする准陸尉及び陸曹については、定年予定日の前々月の20日までに陸上幕僚長に1部提出するものとする。

（免職及び降任）

第29条 隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号）第6条の規定に該当する免職又は降任のための上申書の様式及び添付書類は、分限免職（降任）上申書（別紙第22）のとおりとする。

（休職及び復職）

第30条 休職（休職の継続を含む。）及び復職の上申書の様式及び添付書類は、休（復）職上申書（別紙第23）のとおりとし、陸上総隊司令官等は、幹部並びに陸上幕僚長を任免権者とする准陸尉、陸曹及び陸士について、発令予定日の2週間前までに陸上幕僚長に1部上申するものとする。

第5章 職種の指定及び変更

（幹部候補者の職種指定）

第31条 幹部候補者（一般幹部候補生（部内）、医科幹部候補生、歯科幹部候補生及び看護科幹部候補生を除く。本条中以下同じ。）の職種指定は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 職種指定は、幹部候補生学校卒業時に陸上幕僚長が行う。
- (2) 幹部候補生学校長は、別に示す期日までに幹部候補者職種指定上申書（別紙第24）をもって陸上幕僚長に上申するものとする。

(3) 職種指定のための各職種ごとの基準人員は、その都度陸上幕僚長が指示する。

(職種変更)

第32条 陸上自衛官の職種に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第18号。以下本条において「訓令」という。）第5条に定められている職種の変更は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 一般幹部候補生（部内）又は3尉候補者課程学生として入校する者で、現有職種と受験職種が異なる者、又は他職種の要員となった者は、一般幹部候補生（部内）は任命時に、3尉候補者については入校発令時に陸上幕僚長が職種の変更を行う。
- (2) 陸曹航空操縦学生の職種変更は、陸曹航空操縦課程を修了し、飛行幹部候補生を命ずるとき、陸上幕僚長が行う。
- (3) 陸曹候補生の職種変更は、陸曹候補生指定時に、訓令第5条に定める職種指定権者（以下「職種指定権者」という。）が行う。
- (4) 臨床検査技師、診療放射線技師、看護師及び航空管制員の職種変更は、当該課程を修了し各国家試験に合格した者について当該職種指定権者が行う。
- (5) 技術陸曹に任用された者で職種変更の必要のある場合は、任用時に当該職種指定権者が行う。
- (6) 准看護師課程学生の職種変更は、当該課程を修了し、准看護師試験に合格した者について、職種指定権者が行う。
- (7) 一般曹候補生として陸上自衛官から任用された者で職種を変更する場合は、当該職種に係る基本教育を修了した者について当該職種指定権者が行う。

2 前項によるほか陸上幕僚長を職種指定権者とする職の職種変更については、訓令第6条に定める職種変更申請書及び履歴書を毎年補職（異任）上申時に陸上幕僚長に提出するものとする。

3 職種の指定及び変更の書式は、職種の指定及び変更の書式（別紙第25）のとおりとする。

第6章 入校等

(入校等に関する上申)

第33条 陸上幕僚長は、毎年3月末日までに翌年度の入校等に関し必要な事項を指示する。

2 陸上総隊司令官等は、前項の規定による指示に基づいて所要の上申を行うものとする。

(学生候補者の名簿提出等)

第34条 陸上幕僚長に上申を必要とする学生候補者名簿は、次表の左欄に示す部隊等に所属する幹部自衛官に係るものについては、右欄に示す名簿提出者が陸上幕僚長に提出するものとする。

部 隊 等	名簿提出者
-------	-------

陸上総隊（第1空挺団、水陸機動団、第1ヘリコプター団及びシステム通信団を含む。）	陸上総隊司令官
方面隊（師団、旅団及び団を除く。）	方面総監
師団	
旅団	
団（第1空挺団、水陸機動団、第1ヘリコプター団、システム通信団、富士教導団及び開発実験団を除く。）	
防衛大臣直轄部隊（陸上総隊、方面隊及び団を除く。）	部隊長
学校及び学校長に隷属する部隊（富士教導団を含む。）	学校長
教育訓練研究本部及び教育訓練研究本部長に隷属する部隊（開発実験団を含む。）	教育訓練研究本部長
補給統制本部	補給統制本部長
補給処	方面総監
陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院	
自衛隊地方協力本部	
自衛隊中央病院	自衛隊中央病院長
陸上幕僚監部	部長、監察官、法務官及び警務管理官

- 2 学生候補者の上申様式は、学生候補者名簿（別紙第26）のとおりとする。ただし、防衛大学校研究科、国内大学院修士（博士）課程等及びその他の部外研修に関する様式は、防衛大学校研究科（修士課程等）学生候補者名簿（別紙第27）及び部外研修候補者名簿（別紙第28）並びに陸上自衛官たる衛生科幹部の部外研修に関する達（陸上自衛隊達第111-1号（31.2.2））第6条に規定する様式のとおりとする。

（入校等予定者名簿の提出）

第35条 部隊等の長（陸上幕僚監部各部長、監察官、法務官及び警務管理官を含む。）は、入校等予定者名簿（別紙第29）を学校等の長に通常入校等の7日前までに到着するように送付するものとする。

（携行書類）

第36条 入校等の際の携行書類は、特に指示のある場合のほか次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 給与簿（給与支給依頼書を含む。）
- (2) 個人被服簿（短期課程の場合で、入校等中に、個人被服簿を使用しないことが明らかである場合を除く。）
- (3) 休暇簿

- (4) 給食通報
- (5) 共済組合関係書類
- (6) 身体歴綴
- (7) 検定記録簿（陸曹及び陸士のみ。）
- (8) 適性検査成績記録カード（陸士特技課程入校等の際のみ。）

第7章 選抜等

第1節 通則

（選抜等の種類）

第37条 選抜等の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般幹部候補生（部内）の選抜
- (2) 3尉候補者の選抜
- (3) 陸曹航空操縦学生の選抜
- (4) 臨床検査技師課程学生、診療放射線技師課程学生、航空管制員課程学生及び准看護師課程学生の選抜並びに技術陸曹（部内）の選抜
- (5) 陸曹候補生の選抜
- (6) 空挺訓練生の選抜
- (7) 語学課程学生、救急救命士課程学生及び特別体育課程学生候補者の選考
- (8) 中堅陸曹共通識能評価試験

（受験資格の制限等）

第38条 選抜等の受験資格の基準日、試験の課目の細部及び報告等の細部については、陸上幕僚長が年度ごとに示す。

- 2 受験資格の基準日現在、前条の課程学生等として既に選抜されている者及び生徒陸曹候補生は前条の課程学生等の受験資格を、一般曹候補生は前条第5号の陸曹候補生の受験資格をそれぞれ有しないものとする。ただし、前条第6号の空挺訓練生及び前条第7号の特別体育課程学生候補者は、前条第5号の陸曹候補生の受験資格を有するものとする。

（選抜等試験の受験機会を喪失した自衛官の処置）

第38条の2 自衛隊法第6章に規定する行動に従事したことにより選抜等試験の受験機会を喪失した自衛官の処置については、別に定める。

（筆記試験）

第39条 方面総監は、次の各号に定める事項を行い、当該方面区内（市ヶ谷駐屯地を除く。）における筆記試験の実施について監督するものとする。

- (1) 試験管理官（通常、試験実施駐屯地等（分屯地及び臨時に借上げた試験場を含む。本条及び次条において同じ。）の駐屯地業務隊長等）の指名
 - (2) 試験実施駐屯地等の指定及び受験者に対する受験駐屯地等の指定
 - (3) 試験の保全及びその他筆記試験の実施に関する細部事項の指示
 - (4) 試験管理官に対する試験問題及び答案用紙の配布
 - (5) 回収した答案の陸上幕僚長への送達
- 2 中央業務支援隊長は、市ヶ谷駐屯地における試験管理官として筆記試験を実施するとともに、前項第3号及び第5号に定める事項を実施するものとする。
 - 3 方面総監は当該方面区内（市ヶ谷駐屯地を除く。）の、中央業務支援隊長

は市ヶ谷駐屯地の受験者数を、第〇期〇〇〇〇受験者数報告（別紙第30）（技術陸曹の部内選抜試験にあつては令和〇年度技術陸曹部内選抜試験受験者数報告（別紙第31））により陸上幕僚長に報告するものとする（一般幹部候補生（部内）の選抜 補定第15号、3尉候補者の選抜 補定第16号、陸曹航空操縦学生の選抜 補定第17号、臨床検査技師課程学生の選抜 補定第20号、技術陸曹の部内選抜 補定第21号、診療放射線技師課程学生の選抜 補定第30号、航空管制員課程学生の選抜 補定第31号、准看護師課程学生の選抜 補定第32号、中堅陸曹共通識能評価試験 補定第38号）。

- 4 第37条第5号、第6号及び第7号（語学課程学生を除く。）を除く筆記試験問題及び答案用紙は、陸上幕僚監部から方面総監の指名する試験管理官及び中央業務支援隊長に配布する。

（健康診断）

第40条 試験管理官は、筆記試験合格者に対して健康診断及び体力検査規則第5条に規定する臨時の健康診断（本章中「臨時の健康診断」という。）を行い、適格者を判定するものとする。

- 2 試験管理官は、前項の判定結果を順序を経て当該受験者に係る曹の任免権者（直轄部隊等にあつては当該部隊等の長、本章中「選考資料提出者」という。）に通知するものとする。

（選考服務資料）

第40条の2 所属長（人評達別表に定める評価者をいう。以下同じ。）は、受験者に関する第〇期〇〇〇〇課程選考服務資料（別紙第31-2）を順序を経て選考資料提出者又は、3尉候補者選抜試験委員会設置担任者に提出する。

（試験受験記録）

第40条の3 所属長は、中堅陸曹共通識能評価試験の試験受験記録（別紙第31-3）（以下「試験受験記録」という。）を整備して保管するものとし、所属隊員が所属を異にして異動する場合は、その隊員の試験受験記録を、異動先の所属長に送付するか又は携行させるものとする。

- 2 所属長は受験者に関する試験受験記録の写しを順序を経て選考資料提出者に提出するものとする。

第2節 一般幹部候補生（部内）の選抜

（試験の課目等）

第41条 一般幹部候補生（部内）の選抜試験の課目等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 筆記試験 共通課目（一般教養及び隊務に関する事項）及び職種課目（受験職種に関する事項）
- (2) 健康診断 臨時の健康診断（幹部候補生等の健康診断）
- (3) 術科試験及び口述試験 陸上幕僚長が年度ごとに示す。
- (4) 体力検定 教育訓練達第26条に定める検定（術科試験等の実施）

第42条 前条第3号及び第4号の試験の実施担当区分の基準は、次表のとおりとする。

受験職種	術科試験等実施担当者
普通科、機甲科、特科 (野戦特科)	富士学校長
特科(高射特科)、情報科、 航空科、施設科、システム 通信科、武器科、需品科、 輸送科、化学科、衛生科	当該学校長
警務科、会計科	小平学校長
音楽科	中央音楽隊長

- 2 試験管理官は、術科試験等の受験通知を受けた者に対する臨時の健康診断を実施して適格者を判定するとともに、その判定結果を選考資料提出者に通知する。
- 3 選考資料提出者は、健康診断の結果を確認し、順序を経て陸上幕僚長に報告するとともに術科試験実施担当者に通報する。
- 4 術科試験等実施担当者は、幹部自衛官たる委員長及び委員3名以上(課目ごと)で試験委員会を組織するものとする。
- 5 前項の試験委員会の委員長は、健康診断に合格した者に対して術科試験、口述試験及び体力検定を実施し、その採点を行うものとする。
- 6 術科試験等実施担当者は、試験の実施に当たり陸上総隊司令官等に必要な支援を求めることができる。

(報告等)

第43条 次の各号に掲げる報告等は、当該各号に定めるところによる。

(1) 術科試験等を受験しない者の通知

選考資料提出者は、術科試験等の受験通知を受けた者のうち、当該試験を受験しない者(健康診断の結果不適格と判定された者を含む。)が生じた場合は、その理由を速やかに術科試験等実施担当者に通知するものとする。

(2) 術科試験等成績報告

術科試験等実施担当者は、試験の成績を第〇期一般幹部候補生(部内)術科試験等成績報告(別紙第32)により陸上幕僚長に報告するものとする。

(3) 選考資料名簿の提出

選考資料提出者は、術科試験等受験者(体力検定不合格者を除く。)に関する選考資料を、第〇期一般幹部候補生(部内)選考資料名簿(別紙第33)により、順序を経て陸上幕僚長に提出するものとする。この場合において、所属長から提出された選考サービス資料及び試験受験記録の写しを添付する。

第3節 3尉候補者の選抜

(受験資格)

第44条 3等陸尉への昇任試験（本節中「3尉候補者選抜試験」という。）の受験資格は、自衛隊法施行規則第28条第1項第1号及び同項第4号に掲げる場合のほか、受験資格の基準日現在36歳以上の者とする。

(試験の課目等)

第45条 昇任訓令第6条に定める試験の課目等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 筆記試験 共通課目（隊務に関する事項）及び受験職種課目
- (2) 健康診断 臨時の健康診断（入校、派遣等の健康診断）
- (3) 口述試験 陸上幕僚長が年度ごとに示す。
- (4) 体力検定 教育訓練達第26条に定める検定

(3尉候補者選抜試験委員会)

第46条 3尉候補者選抜試験委員会は、昇任訓令第7条に規定する幹部昇任試験委員会として、次表の区分により設置担任者が設置する。

受験職種	設置担任者
普通科、機甲科、特科 (野戦特科)	富士学校長
特科(高射特科)、情報科、 航空科、施設科、システム 通信科、武器科、需品科、 輸送科、化学科、衛生科	当該学校長
警務科、会計科	小平学校長
音楽科	中央音楽隊長

- 2 前項の試験委員会の委員長は、健康診断に合格した者に対して口述試験、体力検定及び勤務成績評価を実施するものとする。

(選考資料名簿の提出)

第47条 選考資料提出者は、3尉候補者選抜試験受験者に関する選考資料を第○期3尉候補者選抜資料名簿（別紙第34）により、前条に定める3尉候補者選抜試験委員会の設置担任者に提出するものとする。この場合において、所属長から提出された選考サービス資料及び試験受験記録の写しを添付する。

- 2 3尉候補者選抜試験委員会の設置担任者は、口述試験に関する選考資料名簿を第○期3尉候補者選抜資料名簿（別紙第34）により、陸上幕僚長に提出するものとする。この場合において、選考資料提出者から提出された選考サービス資料及び試験受験記録の写しを添付する。

第4節 陸曹航空操縦学生の選抜

(試験の課目等)

第48条 陸曹航空操縦学生の選抜試験の課目等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 筆記試験 一般教養及び隊務に関する事項
- (2) 適性検査 陸上自衛隊の心理適性検査に関する達（陸上自衛隊達第32

－ 17号（52. 1. 24）。本章中「心理適性検査達」という。）に定める航空操縦要員選抜検査

- (3) 身体検査 航空身体検査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第1号。本章中「航空身体検査訓令」という。）及び陸上自衛隊航空身体検査及び空挺身体検査実施規則（陸上自衛隊達第36－7号（34. 5. 13）。本章中「航空・空挺身体検査規則」という。）に定める検査
- (4) 体力検定 教育訓練達第26条に定める検定
- (5) 口述試験 陸上幕僚長が年度ごとに示す。
（適性検査等の実施）

第49条 方面総監は、筆記試験合格者（当該方面区内に所在する陸上総隊及び防衛大臣直轄部隊等の筆記試験合格者を含む。）に対して前条第2号から第4号の検査を実施するため、幹部自衛官たる委員長及び委員3名以上で試験委員会を組織するものとする。

- 2 方面総監は、筆記試験合格者に対して適性検査（過去に合格した者を除くことができる。）を適性検査合格者に対して身体検査を実施するものとする。
- 3 方面総監は、身体検査合格者に対して体力検定を実施し、合否を判定するものとする。
- 4 航空学校長は、前条第2号から第4号の検査の合格者に対して口述試験及び角膜検査を実施するため、幹部自衛官たる委員長及び委員3名以上で試験委員会を組織するものとする。
- 5 航空学校長は、前条第2号から第4号の検査の合格者に対して口述試験及び角膜検査を実施し、口述試験の採点及び角膜検査の合否の判定を行うものとする。

（報告等）

第50条 次の各号に掲げる報告等は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 適性検査等結果報告

方面総監は、第48条第2号から第4号までの検査の結果を第〇期陸曹航空操縦学生適性検査等結果報告（別紙第35）により、陸上幕僚長に報告するとともに、選考資料提出者及び航空学校長に通知するものとする。

- (2) 選考資料名簿の提出

選考資料提出者は、口述試験受験者に関する選考資料を第〇期〇〇〇〇〇課程学生選考資料名簿（別紙第36）により、順序を経て陸上幕僚長に提出するものとする。

この場合、所属長から提出された選考サービス資料を添付する。

- (3) 口述試験成績等報告

航空学校長は、口述試験の成績等を第〇期陸曹航空操縦学生口述試験成績等報告（別紙第36－2）により、陸上幕僚長に報告するものとする。

第5節 臨床検査技師課程学生等の選抜

（臨床検査技師課程学生及び診療放射線技師課程学生の選抜）

第51条 臨床検査技師課程学生及び診療放射線技師課程学生の選抜試験の受験資格は、受験資格の基準日現在35歳未満で、かつ、陸曹又は1月1日現在陸士長として3か月以上勤務できる見込みのある者とし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に定める大学入学資格を有する者とする。

2 選抜試験の課目等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 筆記試験 一般教養及び隊務に関する事項
- (2) 健康診断 臨時の健康診断（入校、派遣等の健康診断）
- (3) 口述試験 衛生科上級陸曹としての資質・識能等について判定するものとし、細部は臨床検査技師課程学生については衛生学校長、診療放射線技師課程学生については自衛隊中央病院長が定める。
- (4) 体力検定 教育訓練達第2326条に定める検定

3 衛生学校長は臨床検査技師課程学生について、自衛隊中央病院長は診療放射線技師課程学生について、筆記試験及び健康診断に合格した者に対して、前項第3号及び第4号の試験を実施するため、幹部自衛官たる委員長及び委員3名以上（口述試験委員には、衛生科職種のもの1名以上を含む。）で試験委員会を組織するものとする。

4 前項の試験委員会の委員長は、筆記試験及び健康診断に合格した者に対して試験を実施して、口述試験の採点及び体力検定の可否の判定を行うものとする。

（航空管制員課程学生の選抜）

第52条 航空管制員課程学生の選抜試験の受験資格は、受験資格の基準日現在35歳未満（飛行管理課程修了者は、年齢制限しない。）の陸士又は陸曹とし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校を卒業した者、又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）150条第5項に規定する高等学校卒業程度認定試験に合格した者とする。

2 選抜試験の課目等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 筆記試験 一般教養及び隊務に関する事項
- (2) 身体検査 航空身体検査訓令及び航空・空挺身体検査規則に定める検査
- (3) 口述試験 航空管制陸曹としての資質及び識能等について判定するものとし、細部は航空学校長が定める。
- (4) 体力検定 教育訓練達第26条に定める検定

3 方面総監は、筆記試験合格者に対して、身体検査（当該方面区内に所在する陸上総隊及び防衛大臣直轄部隊等の合格者を含む。）を実施し、判定結果を選考資料提出者に通知するものとする。

4 航空学校長は、筆記試験及び身体検査に合格した者に対して、第2項第3号及び第4号の試験を実施するため、幹部自衛官たる委員長及び委員3名以上（口述試験委員には、航空科職種のもの1名以上を含む。）で試験委員会を組織するものとする。

5 前項の試験委員会の委員長は、筆記試験及び身体検査に合格した者に対して試験を実施して、口述試験の採点及び体力検定の可否の判定を行うものとする。

（准看護師課程学生の選抜等）

第53条 准看護師課程学生の選抜試験の受験資格は、受験資格の基準日現在3

5歳未満で、かつ、1月1日現在陸士長として3か月以上勤務できる見込みのある者のほか、別に示すところによる。

- 2 選抜試験の課目等は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 筆記試験 一般教養及び隊務に関する事項
 - (2) 健康診断 臨時の健康診断（入校、派遣等の健康診断）
 - (3) 口述試験 衛生科陸曹としての資質及び識能等について判定するものとし、細部は試験委員会を組織する選考資料提出者が定める。
 - (4) 体力検定 教育訓練達第26条に定める検定
- 3 方面総監は、筆記試験及び健康診断に合格した者に対して、前項第3号及び第4号の試験を実施するため、幹部自衛官たる委員長及び委員3名以上（口述試験委員には、衛生科職種のもの1名以上を含む。）で試験委員会を組織するものとする。
- 4 前項の試験委員会の委員長は、筆記試験及び健康診断に合格した者に対して試験を実施して、口述試験の採点及び体力検定の合否の判定を行うものとする。
- 5 方面総監は、准看護師課程学生として選抜されおおむね1年以上良好な成績で勤務した者については、陸上幕僚長が年度ごとに指示する時期に陸曹候補生に指定するものとする。
（技術陸曹（部内）の選抜）

第54条 技術陸曹（部内）の選抜試験の課目等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 筆記試験 一般教養及び隊務に関する事項
 - (2) 術科試験（技術区分（音楽）のみ。） 任用階級にふさわしい資質及び識能等について判定するものとし、細部は中央音楽隊長が定める。
 - (3) 健康診断 臨時の健康診断（入校、派遣等の健康診断）
 - (4) 口述試験 任用階級にふさわしい資質及び識能等について判定するものとし、細部は陸上幕僚長が定める。ただし、技術区分（音楽）については、中央音楽隊長が定める。
 - (5) 体力検定 教育訓練達第26条に定める検定
- 2 中央音楽隊長は、技術区分（音楽）の試験の筆記試験及び健康診断に合格した者に対して、前項第2号、第4号及び第5号の試験を実施するため、幹部自衛官たる委員長及び委員3名以上で試験委員会を組織するものとし、技術区分（音楽）を除く試験の筆記試験及び健康診断に合格した者に対して、前項第4号及び第5号の試験を実施するための試験委員会については、陸上幕僚長が組織する。
 - 3 前項の試験委員会の委員長は、口述試験の採点及び体力検定の合否の判定を行うものとする。ただし、技術区分（音楽）の試験委員会の委員長は、術科試験の採点についても判定を行うものとする。
 - 4 陸上総隊司令官等は、技術陸曹補充上申書（別紙第37）及び技術陸曹補職状況報告（別紙第38）を別に示す期日までに陸上幕僚長に提出するものとする。
（選考資料名簿の提出）

第55条 選考資料提出者は、口述試験等受験者（体力検定不合格者を除く。）

に関する選考資料名簿を、別紙第36により順序を経て陸上幕僚長に提出するものとする。この場合、所属長から提出された選考服務資料を添付する。

第6節 陸曹候補生の選抜

(資格)

第56条 曹候訓令第2条第1項に定める「1年以上良好な成績で勤務した者」とは、次の各号の全てに該当する者をいう。

- (1) 指定日前1年間において、軽処分を超える懲戒処分を受けなかった者
- (2) 指定日前1年間において、公務によらない負傷又は疾病により引き続き勤務しなかった期間が1か月を超えない者
- (3) 初級特技を保有しており、かつ、当該自衛官の任免権者（直轄部隊等にあっては当該部隊等の長。本節中「任免権者」という。）がその練度を維持していると認めた者。ただし、情報本部に勤務する者は、初級特技を保有する者又は情報本部長が実施する初級通信情報課程を修了した者

(試験の課目等)

第57条 陸曹候補生選抜試験の課目等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 筆記試験 共通課目（一般教養（主として国語、数学及び日本史等）及び隊務に関する事項）及び職種課目（受験職種に関する事項）
- (2) 術科試験 小部隊の基本的な指揮法に関する事項
- (3) 口述試験 任免権者が定める課目
- (4) 体力検定 教育訓練達第26条に定める検定
- (5) 健康診断 臨時の健康診断（入校、派遣等の健康診断）
- (6) 勤務成績 人評訓令に定める人事評価

(陸曹候補生選抜試験委員会)

第58条 任免権者は、前条の試験を実施するため、幹部自衛官たる委員長及び委員3名以上をもって試験委員会を組織するものとする。ただし、任免権者は必要と認める場合には、委員に准陸尉及び陸曹長たる自衛官並びに行政職俸給表（一）3級以上の事務官等を指名することができる。

- 2 前項の試験委員会の委員長は、筆記試験、術科試験及び口述試験の採点、体力検定及び健康診断の可否の判定並びに勤務成績の評価を行うとともに、職務に関する個人の戦技、技術等及び陸曹昇任後の伸展性を加味した選抜の適否に関する意見を付し、その結果を任免権者に報告するものとする。この場合において、体力検定及び健康診断の合格基準は、健康診断及び体力検査規則第5条に規定する適格者とする。

(指定人員数の指示等)

第59条 陸曹候補生の指定人員数は、指定日の約60日前までに陸上幕僚長が陸上総隊司令官等に示す。この場合において、特に統制を必要とする職種又は特技については、その指定人員数を示すとともに、必要に応じ陸上総隊、各方面隊及び各防衛大臣直轄部隊等のそれぞれの部隊等間において異任又は配置替えを示す。

- 2 陸上総隊司令官等は、現有特技と異なる初級陸曹特技課程を履修させる者（以下「特技転換予定者」という。）については、陸曹候補生指定後速やか

に転換特技職を有する部隊等に異任若しくは配置替え、又は所要の特技教育を履修させるものとし、必要に応じ隷下の任免権者に異任について指示するものとする。

(陸曹候補生の指定の取消し)

第60条 任免権者は、曹候訓令第3条第2項に該当する者(同条第3項に該当する場合を除く。)について陸曹候補生の指定を取り消すものとする。

2 曹候訓令第3条第1項の教育訓練を受ける以前において同訓令第3条第2項第3号に該当する者については、同訓令第3条第3項を「次期の教育訓練を受けさせることができる者」として適用し、この期間内に教育訓練を受けることができなかつた場合は、陸曹候補生の指定を取り消すものとする。

(報告)

第61条 次の各号に掲げる報告等は、当該各号に定めるところによる。

(1) 初級陸曹特技課程別履修人員報告

陸上総隊司令官等は、初級陸曹特技課程別履修人員を陸曹候補生指定後10日以内に、陸曹候補生初級陸曹特技課程別履修人員報告(別紙第39)により陸上幕僚長に報告するものとする。

(2) 陸曹候補生指定取消報告

陸上総隊司令官等は、前条により陸曹候補生の指定を取り消した場合、期別、取消時期、取消理由及び初級陸曹特技課程別履修人員の変更等所要の事項について、その都度陸上幕僚長に報告するものとする。

第7節 空挺訓練生の選抜

(志願者の資格)

第62条 空挺訓練生の志願資格は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 年齢36歳未満の陸曹
- (2) 年齢34歳未満の陸士
- (3) 自衛官候補生
- (4) 陸上幕僚長がその都度指示する基準等に該当する者

(選抜の方法及び時期)

第63条 部隊等の長は、空挺訓練生要員(心理適性検査達に定める空挺要員選抜検査(第2次)に合格するまでの者をいう。)候補者を次の各号に定める基準に合格した者の中から選考するものとする。

- (1) 体力検定は、教育訓練達第26条に定める検定
- (2) 身体検査は、航空・空挺身体検査規則に定める空挺身体検査
- (3) 適性検査は、心理適性検査達に定める空挺要員選抜検査(第1次)とし、判定区分準適性以上

2 空挺訓練生要員候補者を選考する時期は、幹部候補生にあつては幹部候補生課程を、自衛官候補生にあつては自衛官候補生課程を、一般陸曹候補生にあつては一般陸曹候補生課程前期教育を修了するまでの適宜の日とし、その他の隊員にあつては陸上幕僚長が指示する時期とする。

(空挺訓練生要員)

第64条 空挺訓練生要員は、前条第1項に定める検査等の合格者の中から、自

衛官候補生及び一般曹候補生にあつては方面混成団（教育大隊・隊を含む。）の長が陸上幕僚長の示す人員数に基づいて決定するものとし、その他の隊員にあつては陸上幕僚長が決定する。

- 2 前項の規定により決定された空挺訓練生要員に対し、空挺団所属の隊員にあつては空挺団長が、その他の隊員にあつては陸上幕僚長の指示に基づき教育入隊の措置を行うものとする。

（教育開始前の検査）

第65条 空挺教育隊長は、空挺訓練生要員に対して、心理適性検査達に規定する空挺要員選抜検査（第2次）を行うものとする。ただし、必要のある場合には、所要の体力検定及び身体検査を行うことができる。

- 2 空挺団長は、前項の検査の結果不合格となった者のうち、自衛官候補生にあつては自衛官候補生課程担任部隊名、一般陸曹候補生にあつては一般陸曹候補生課程前期教育担任部隊名、氏名、不合格事由及び出身方面隊内の希望勤務地を、その他の隊員にあつては、所属、階級、氏名及び不合格事由を、それぞれ順序を経て陸上幕僚長に報告するとともに、自衛官候補生にあつては、自衛官候補生課程、一般陸曹候補生にあつては一般陸曹候補生課程前期教育を担当した方面総監に、その他の隊員にあつては所属部隊等の長に通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた方面総監又は所属部隊等の長は、自衛官候補生及び一般陸曹候補生にあつては空挺団での新隊員特技課程教育修了後当該方面総監が補職先部隊を決定し補職権者が異任を発令する。その他の隊員にあつては教育入隊を命じた者が教育入隊を取り消すものとする。

（志願者名簿の提出）

第66条 陸上総隊司令官等は、第63条第1項に定める検定等に合格した者について、空挺訓練生要員（志願者）名簿を第〇期空挺訓練生志願者名簿（別紙第40）により作成し、陸上幕僚長に提出するものとする。ただし、自衛官候補生及び一般陸曹候補生については、志願者数及び合格者数を報告するものとする。

- 2 前項の提出の時期は、幹部候補生にあつては幹部候補生課程修了のおおむね1か月前まで、自衛官候補生にあつては自衛官候補生課程及び一般陸曹候補生にあつては一般陸曹候補生課程前期修了のおおむね10日前までとし、その他の隊員にあつては陸上幕僚長が別に示す期日とする。

第8節 語学課程学生等の選考

（語学課程学生の選考）

第67条 語学課程学生の選考は、次の各号に定める検査等に合格した者の中から陸上幕僚長が選考する。

- (1) 適性検査 心理適性検査達に定める語学要員選抜検査
- (2) 健康診断 臨時の健康診断（入校、派遣等の健康診断）
- (3) 体力検定 教育訓練達第26条に定める検定

- 2 方面総監は、当該方面区内（市ヶ谷駐屯地を含む。）の語学課程履修希望者に対して前項に定める検査等を実施し、防衛大臣直轄部隊等の履修希望者の検査結果等を当該部隊等の長に通知するものとする。

3 陸上総隊司令官等は、第1項の検査等の合格者に係る第〇期〇〇〇〇〇課程学生選考資料名簿（別紙第36）を陸上幕僚長に提出するものとする。

4 陸上総隊司令官等は、第1項の検査等の合格者に関して適格性の確認を、前項の選考資料名簿提出時までには終了するものとする。

（救急救命士課程学生の選考）

第67条の2 救急救命士課程学生の選考は、当該年度に准看護師課程を修了する見込みのある者で、次の各号に掲げる要件を考慮し陸上幕僚長が選考する。

(1) 准看護師課程の履修成績 准看護師課程入校から陸曹候補生課程修了までの成績

(2) 健康診断 臨時の健康診断（入校、派遣等の健康診断）

(3) 体力検定 教育訓練達第26条に規定する検定

(4) 人物評価 衛生学校が実施する口述試験による評価

2 方面総監は、救急救命士課程履修希望者に関する選考資料名簿を第〇期救急救命士課程学生選考資料名簿（別紙第41）により、陸上幕僚長に提出するものとする。

3 衛生学校長は、准看護師課程に入校中の者で、救急救命士課程の入校を希望する者に対し、第1項第4号の人物評価を判定するため、幹部自衛官たる委員長及び委員3名以上で試験委員会を組織するものとする。

（特別体育課程学生候補者の選考）

第68条 陸上総隊司令官等は、特別体育課程学生候補者集合訓練参加希望者について次の各号に掲げる基準により選考を実施し、陸上、射撃、近代五種、レスリング、ウエイトリフティング、ボクシング、水泳、ハンドボール、柔道、アーチェリー、カヌースプリント及びラグビー（女子）の訓練参加希望者は毎年9月1日までに、スキー及び冬季近代2種について、第1次訓練参加希望者は毎年5月1日までに、第2次訓練参加希望者は毎年9月1日までに、特別体育課程学生候補者選考名簿（別紙第42）により、陸上幕僚長に提出するものとする。

(1) 特別体育課程学生候補者選考基準（別紙第43）

(2) 健康診断 臨時の健康診断（入校、派遣等の健康診断）

第9節 中堅陸曹共通識能評価試験

（受験対象者）

第69条 中堅陸曹共通識能評価試験の受験対象者は、受験年度の4月1日現在で、3等陸曹としての勤務年数が3年以上8年未満の者を対象とするほか、別に示すところによる。

（試験の課目）

第70条 中堅陸曹共通識能評価試験の課目は、共通課目（隊務に関する事項）及び職種課目（受験職種に関する事項）とする。

第71条から第75条まで 削除

第8章 経歴管理調査

第1節 幹部経歴管理調査

(作成及び提出)

第76条 幹部自衛官は、毎年2月1日現在において翌年度に係る幹部自衛官経歴管理調査書(1等陸佐以上にあつては別紙第46-1、2等陸佐以下にあつては別紙第46-2、以下「調査書」という。)を幹部自衛官経歴管理調査書作成ツールを使用して作成し、順序を経て幹部経歴管理調査書等の保管区分(別紙第47)に示す保管者に電子データとともに提出するものとする。

(提出及び保管等)

第77条 保管者は、提出された調査書を自ら保管するとともに、電子データと共に順序を経て陸上幕僚長に提出するものとする。

2 保管者から陸上幕僚長に対する調査書及び電子データの提出は、毎年3月15日を基準とし、次の各号により実施するものとする。

(1) 陸将補以上

調査書1部を陸上幕僚長(人事教育部長気付)宛の親展として提出

(2) 1等陸佐

調査書2部及び集計した電子データを提出

(3) 2等陸佐以下

集計した電子データを提出

(4) 調査書は、部数ごと50音順に区分するものとする。

(5) 特別の事情により調査を実施できなかった者については、幹部自衛官経歴管理調査未実施者名簿(別紙第48)を添付するとともに、1等陸佐以上については実施次第速やかに提出するものとする。2等陸佐以下については、じ後四半期ごとに取りまとめて提出するものとする。

(異動等の場合の処理)

第78条 保管者は、その保管する調査書の提出者が、保管区分を異にする部隊等に異任することとなった場合には、当該調査書を速やかに異動先の部隊等に係る保管者に送付するものとする。

2 保管者は、その保管する調査書の提出者が死亡又は離職した場合には、必要と認める期間保管した後、当該調査書を破棄するものとする。

第2節 准陸尉又は陸曹経歴管理調査

(作成及び提出)

第79条 陸曹に任用された者は、任用時に准陸尉・陸曹経歴管理調査書(以下本節中「調査書」という。)を任用後1か月以内に作成し、順序を経て、保管者に提出するものとする。

2 准陸尉又は陸曹は、毎年1月1日現在において翌年度に係る調査書を作成し、順序を経て保管者に提出するものとする。

3 保管者は、その保管する調査書の提出者が異動、死亡又は退職した場合、第78条の規定に準じて処理するものとする。

4 調査書の様式及び保管者等については、陸上幕僚長が別に定める。

第3節 経歴管理調査書の改正に係る意見提出

(経歴管理調査書の改正に係る意見提出)

第79条の2 経歴管理調査書の改正に係る意見がある場合は、毎年6月30

日を基準に提出できるものとする。

- 2 意見提出の様式については、別に定める。

第9章 昇給

(昇給記録カード等の作成及び保管)

第80条 昇給の上申者(昇給上申者一覧(別紙第52)に示す者をいう。以下「上申者」という。)は、隊員の採用、任官、昇任及び降任並びに転官があった場合(次条に掲げる場合を除く。)には、人事記録に基づき3等陸曹以上にあつては昇給記録カード(別紙第53)を、陸士長及び1等陸士にあつては昇給記録表(別紙第54)を作成し、保管するものとする。

(異動等に伴う昇給記録カード等の移管)

第81条 異動、昇任及び降任(以下「異動等」という。)により上申者を異にする場合は、旧上申者が新上申者に移管するものとする。

- 2 昇給記録表は、異動等に係る隊員の分を抜粋し前項の要領により移管する。この場合において、新上申者は、これに基づき昇給記録表に転記するものとする。

(昇給記録カード等の整備)

第82条 昇給記録カード等の保管者は、昇給記録を常に最新の状況に整備しておくものとする。

(勤務成績による昇給上申要領)

第83条 陸上幕僚長は、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和27年政令第368号。以下「防給法施行令」という。)第6条の11から第6条の16に規定する昇給に関し、必要な事項を別に示す時期までに指示する。

- 2 陸上総隊司令官等は、前項に規定する指示に基づいて、所要の報告及び上申を行うものとする。
- 3 防給法施行令第6条の14第1項に規定する職員の区分に応ずる昇給の区分を次表のとおりとする。

職員の区分	昇給区分
勤務成績が極めて良好である職員	特
勤務成績が特に良好である職員	優
勤務成績が良好である職員	良
勤務成績がやや良好でない職員	可
上記以外の職員	不

(研修等による昇給)

第84条 防人給(事)第363号(28.9.30)「防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令に規定する防衛大臣が別に定める事由等について(通達)」第4項に規定する総務省統計研修所及び財務省会計センター研修を修了し、成績が特に良好な者と認定された場合の昇給については、当該職員の昇給権者が、成績が特に良好と認定された通知を受けた場合、成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日に、2号俸昇給させるものとする。

2 上申者は、次の各号に該当する事実が発生した場合には、速やかに特別の場合の昇給上申書（別紙第55）をもって、順序を経て陸上幕僚長に上申するものとする。

(1) 勤務成績の特に良好な職員が生命をとして勤務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合

(2) 公務による死亡又は退職の場合

第85条及び第86条 削除

第10章 人事管理に係る資料

(人事管理資料)

第87条 隊員（幹部（陸将、陸将補を除く。））、准陸尉及び陸曹をいう。以下同じ。）の人事管理を公正に行う基礎の一つとするために、毎年、1月1日現在所属の隊員について、隊員ごとの人事管理に係る基礎資料（以下「人事管理資料」という。）を作成し、別に示す時期までに提出するものとする。

2 人事管理資料の様式は、幹部にあつては人事管理資料（幹部）（別紙第56）、准陸尉及び陸曹にあつては人事管理資料（准曹）（別紙第57）のとおりとする。

(評価系統)

第88条 人事管理資料において用いる評価者、調整者及び実施権者の序列評定は、人評達別表に規定する評価系統により行うものとする。

(作成及び提出)

第89条 評価者は、自らの評価対象となる隊員の人事管理資料を別に定める人事管理資料作成ツールを使用して作成し、前条に示す調整者に電子データを提出するものとする。

2 調整者は、評価系統に基づき人事管理資料の電子データに必要事項を入力するものとする。

3 実施権者は、人事管理資料の電子データに必要事項を入力して人事管理資料を作成した後、順序を経て保管者（人評達別紙第1に規定する保管者をいう。以下同じ。）に人事管理資料の電子データを提出するものとする。

(保管)

第90条 保管者は、提出された人事管理資料の電子データを人評達第7条の規定に準じて保管するものとする。

第11章 雑則

(昇任及び補職等の発令)

第91条 任免権者又は補職権者は、昇任及び補職等に関し所要の事項を通常その発令日付前に所属長を通じて個人に伝達（以下「内示」という。）する。

2 内示には、発令事項（昇任、補職等）及び発令月日を含ませるものとする。

3 内示の取扱いは注意とし、取扱区分の解除についてはその都度指示する。

(資金前渡官吏への通知)

第92条 退職、免職、降任、休職、復職、その他給与又は旅費の支給を伴う人事手続（内示を含む。）を行った各部隊等の長は、当該手続を行った後速や

かに、発令に伴い給与等を支給する資金前渡官吏に対し、退職手当、赴任旅費、退職者帰住旅費、休職者給与その他給与又は旅費の支給に必要な資料を通知するものとする。

(国際平和協力隊へ派遣される自衛官の人事業務)

第93条 国際平和協力隊へ派遣される自衛官の人事業務に関し必要な事項は、別に定める。

(幹部自衛官の呼称)

第94条 幹部自衛官の呼称(記号)は、次のとおりとする。

任用区分	出身区分	摘要
A G p	AMB	一般幹部候補生(防衛大学校卒業生)出身者(男性)
	AFB	一般幹部候補生(防衛大学校卒業生)(女性)
	AMP	薬剤科幹部候補生出身者(男性)
	AFP	薬剤科幹部候補生出身者(女性)
	AMT	貸費学生出身者(男性)
	AFT	貸費学生出身者(女性)
	AMU	一般幹部候補生(一般幹部候補生試験合格者)出身者(男性)
	AFU	一般幹部候補生(一般幹部候補生試験合格者)出身者(女性)
	AMY	幹部候補生課程を経ずに幹部になった者のうち大学以上の卒業生(男性)
	AFY	幹部候補生課程を経ずに幹部になった者のうち大学以上の卒業生(女性)
B G p	BMA	飛行幹部候補生出身者(男性)
	BFA	飛行幹部候補生出身者(女性)
	BMI	一般幹部候補生(部内)出身者(男性)
	BFI	一般幹部候補生(部内)出身者(女性)
	BMY	幹部候補生課程を経ずに幹部になった者のうち高校以下の卒業生(男性)
	BFY	幹部候補生課程を経ずに幹部になった者のうち高校以下の卒業生(女性)
C G p	CMC	3尉候補者出身者(男性)
	CFC	3尉候補者出身者(女性)
E G p	EME	選考により、准尉から昇任した者(男性)
	EFE	選考により、准尉から昇任した者(女性)
M D G p	DMU	歯科幹部候補生出身者(男性)
	DFU	歯科幹部候補生出身者(女性)
	DMY	幹部候補生課程を経ずに公募又は出向により歯科医官に任用された者(男性)
	DFY	幹部候補生課程を経ずに公募又は出向により歯科医官に任用された者(女性)
	MMB	防衛医科大学校卒業生医学科出身者(男性)
	MFB	医官(防衛医科大学校卒業生)出身者(女性)
	MMU	医官(医科大学卒業生)出身者(男性)
	MFU	医科幹部候補生(医科大学卒業生)出身者(女性)
	MMY	幹部候補生課程を経ずに公募又は出向により医官に任用された者(男性)
	MFY	幹部候補生課程を経ずに公募又は出向により医官に任用された者(女性)
N G p	NMB	防衛医科大学校看護学科出身者(男性)
	NFB	防衛医科大学校看護学科出身者(女性)
	NMK	一般の看護師養成機関出身者(男性)
	NFK	一般の看護師養成機関出身者(女性)
	NMS	看護学生出身者(男性)
	NFS	看護学生出身者(女性)

附 則

この達は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則（昭和54年10月5日陸上自衛隊達第21-6-1号）

この達は、昭和54年10月15日から施行する。

附 則（昭和56年3月20日陸上自衛隊達第21-6-2号）

- 1 この達は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年1月1日において現に1等陸曹にある者の3等陸尉への昇任のための受験資格については、第43条の規定にかかわらず、昭和59年12月31日まで従前の例による。

附 則（昭和56年12月28日陸上自衛隊達第21-6-3号）

この達は、昭和57年2月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122-119号）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和58年2月18日陸上自衛隊達第32-16-5号）

この達は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月4日陸上自衛隊達第21-6-4号）

この達は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月8日陸上自衛隊達第122-121号）

この達は、昭和58年3月24日から施行する。

附 則（昭和58年9月5日陸上自衛隊達第21-6-5号）

この達は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月26日陸上自衛隊達第122-122号）

この達は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月6日陸上自衛隊達第122-123号）

この達は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（昭和60年12月21日陸上自衛隊達第122-124号）

- 1 この達は、昭和60年12月21日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に使用している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和62年7月29日陸上自衛隊達第21-6-6号）

この達は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日陸上自衛隊達第122-126号）

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成元年2月10日陸上自衛隊達第122-127号）

- 1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成元年3月31日陸上自衛隊達第21-6-7号）

この達は、平成元年度本予算成立の翌日から施行する。

(本予算成立平成元年5月29日)

附 則 (平成元年9月12日陸上自衛隊達第21-6-8号)
この達は、平成元年9月12日から施行する。

附 則 (平成2年2月21日陸上自衛隊達第21-6-9号)
この達は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年9月27日陸上自衛隊達第122-129号)
この達は、平成2年10月1日から施行する。

附 則 (平成2年12月28日陸上自衛隊達第21-6-10号)
この達は、平成3年2月1日から施行する。

附 則 (平成4年9月22日陸上自衛隊達第21-6-11号)
この達は、平成4年9月22日から施行する。

附 則 (平成6年3月30日陸上自衛隊達第21-6-12号)
この達は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月20日陸上自衛隊達第21-6-13号)
1 この達は、平成8年4月1日から施行する。

2 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則 (平成8年5月10日陸上自衛隊達第21-6-14号)
この達は、平成8年6月1日から施行する。

附 則 (平成9年1月17日陸上自衛隊達第122-132号)
この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則 (平成10年3月20日陸上自衛隊達第122-136号)
この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則 (平成11年3月25日陸上自衛隊達第122-151号)
1 この達は、平成11年3月29日から施行する。(ただし書略)

2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則 (平成12年3月27日陸上自衛隊達第122-158号) 抄
1 この達は、平成12年3月28日から施行する。(ただし書略)

3 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則 (平成13年3月27日陸上自衛隊達第122-167号)
1 この達は、平成13年3月27日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第3条の警務管理官に係わる改正規定、第2条の選抜等試験の受験機会を喪失した自衛官の処置に係わる改正規定並びに第2条、第4条、第5条及び第6条の陸上自衛官(看護)に係わる改正規定は、同年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則 (平成14年2月27日陸上自衛隊達第122-172号)
この達は、平成14年3月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月26日陸上自衛隊達第122-175号)
1 この達は、平成14年3月27日から施行する。

2 この達の施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成15年3月26日陸上自衛隊達第122-184号）

1 この達は、平成15年3月27日から施行する。ただし、婦人自衛官の女性自衛官への呼称変更に伴う改正規定は、同年4月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成16年3月29日陸上自衛隊達第122-192号）抄

1 この達は、平成16年3月29日から施行する。ただし、第1条及び第3条から第7条までの規定は、同年4月1日から施行する。

3 この達の施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成17年3月28日陸上自衛隊達第122-197号）

1 この達は、平成17年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成18年3月27日陸上自衛隊達第122-206号）

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月30日陸上自衛隊達第122-209号）

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月26日陸上自衛隊達第122-211号）

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成18年10月27日陸上自衛隊達第21-6-15号）

この達は、平成18年10月27日から施行し、同年3月27日から適用する。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122-215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月27日陸上自衛隊達第122-219号）

1 この達は、平成19年3月28日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成19年11月22日陸上自衛隊達第122-223号）

この達は、平成19年11月23日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則（平成20年3月28日陸上自衛隊達第122-225号）

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日陸上自衛隊達第122-234号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月27日陸上自衛隊達第122-236号）

この達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日陸上自衛隊達第122-243号）

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成23年4月19日陸上自衛隊達第122-251号）

この達は、平成23年4月22日から施行する。ただし、陸上自衛官人事業務規則（陸上自衛隊達第21-6号）の第15条、第16条第2項、第16条

第3項及び第17条第1項第1号の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成24年8月1日陸上自衛隊第122-256号）
（施行期日）

- 1 この達は、平成24年8月1日から施行する。
（陸上自衛隊勤務評定実施の細部に関する達等の一部を改正する達の一部改正）
- 2 陸上自衛隊勤務評定実施の細部に関する達等の一部を改正する達（陸上自衛隊第122-184号。15.3.26）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条第5項中「婦人」を「女性」に改める。」を削る。

附 則（平成26年3月25日陸上自衛隊第122-262-2号）

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成27年3月31日陸上自衛隊第122-269号）

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月29日陸上自衛隊第122-271号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日陸上自衛隊第122-276号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日陸上自衛隊第122-279号）

- 1 この達は、平成28年10月1日から施行する。ただし、防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第64号）の全部改正に伴うこの達による第84条から第86条の改正規定（及び略）については、平成29年10月1日から施行する。
- 3 この達による改正後の別紙の作成に当たっては、当分の間、別紙様式中「実施権者」を「審査官」と、「第87条（人事管理資料）に定める」を「勤評訓令に定める」と、「人事評価記録書」を「勤務成績報告書」と必要により読み替えて作成する。ただし、別紙第55の作成に当たっては、人事評価の能力評価又は業績評価の全体評価が付与されるまでの間、なお従前の例とする。

（2及び4略）

附 則（平成29年3月24日陸上自衛隊第122-283号）

この達は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成29年3月27日陸上自衛隊第122-286号）

- 1 この達は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に使用している別紙第31-3の様式用の紙は、当分の間所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成30年3月27日陸上自衛隊第21-6-16号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年3月18日陸上自衛隊第122-297号）

この達は、平成31年3月18日から施行する。

附 則（平成31年4月19日陸上自衛隊第122-302号）

- 1 この達は、平成31年5月31日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用する

ることができる。

附 則（令和元年6月27日陸上自衛隊達第122-303号）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和2年2月18日陸上自衛隊達第21-6-17号）

この達は、令和2年2月18日から施行する。

附 則（令和3年3月12日陸上自衛隊達第122-314号）

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、第2条から第3条までの規定による改正の前の現に存する様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類については、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和3年3月15日陸上自衛隊達第122-315号）

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に保有する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和4年3月29日陸上自衛隊達第122-317号）

- 1 この達は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に保有する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和6年3月21日陸上自衛隊達第21-6-18号）

- 1 この達は、令和6年3月21日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に保有する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

幹部自衛官昇任資格者名簿（修正上申）
（1等陸佐への昇任）

番号	認 番	修正上申序列		氏 名	所属部隊等	職 名	職 種	出 身	担 当 期	昇任上申序列		人事評価			人事管理資料実施権者序列			休 務	懲戒歴			分 野			体力検定		全 国 異 動 の 可 否	定 期 健 康 診 断 結 果	備 考								
		部隊コード	分母分子							業績評価		能力評価			X-1年度	X-2年度	X-3年度		分母	分子	分母	分子	分母	分子	処分量定	年月日				内 容	第1	第2	第3	共通	年月日	戦技	年月日
		部隊コード	分母							分子	直近1回	直近2回	X-1年度	X-2年度	X-3年度	分母	分子		分母	分子	分母	分子															
1																																					
2																																					
3																																					
4																																					
5																																					
6																																					
7																																					
8																																					
9																																					
10																																					
11																																					
12																																					
13																																					
14																																					
15																																					

(寸法：日本産業規格A4)

- 注：1 この様式は、1等陸佐以上の修正上申に使用し、それぞれ別葉とする。
2 この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第2 (第4条関係)

幹部自衛官昇任資格者名簿
(○等陸佐への昇任：上申区分(○))

番号	認 番	氏 名	所属部隊等	職 名	職種	出身	担 当 期	昇任上申序列				休務	懲戒暦			博士	分 野			体力検定				全国異 動の可 否	定期健 康診断 結果	備 考				
								上申序列		調整序列			処分量定	年月日	内容		第1	第2	第3	共通	年月日	戦技	年月日							
								部隊→ 分母	分子	部隊→ 分母	分子																			
1																														
2																														
3																														
4																														
5																														
6																														
7																														
8																														
9																														
10																														

(寸法：日本産業規格A4)

- 注：1 この様式は、2等陸佐以下の昇任上申に使用し、昇任階級及び上申区分ごと別葉とする。
 2 修正上申する際の様式は、付紙「幹部自衛官昇任資格者名簿（修正上申）」のとおりとする。
 3 この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。
 4 上申区分は、年度ごとに示す上申区分の略記とする。

幹部自衛官昇任資格者名簿（修正上申）
（○等陸佐への昇任：上申区分(○)）

番号	認 番	修正上申序列		氏 名	所属部隊等	職 名	職種	出身	担 当 期	昇任上申序列				体務	懲戒曆			博 士	分 野			体力検定				全国異 動の可 否	定期健 康診断 結果	備 考									
		部隊+L	分母							分子	上申序列		調整序列		処分量定	年月日	内 容		第1	第2	第3	共通	年月日	戦技	年月日												
											部隊+L	分母	分子																部隊+L	分母	分子						
1																																					
2																																					
3																																					
4																																					
5																																					
6																																					
7																																					
8																																					
9																																					
10																																					

（寸法：日本産業規格 A 4）

- 注：1 この様式は、2等陸佐以下の修正上申に使用し、昇任階級及び上申区分ごと別葉とする。
- 2 この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。
- 3 上申区分は、年度ごとに示す上申区分の略記とする。

別紙第3 (第5条関係)

発 簡 番 号
年 月 日

陸 上 幕 僚 長 殿

発 簡 者 名

選考による3等陸尉への昇任資格者名簿

序列	入 隊 年月日	現 階 級 任命年月日 (期間)	所 属	職 種 (現職務)	ふりがな 氏 名 (認識番号)	生年月日 (年齢)	勤務成績					賞 罰 (曹長任命後)	現 号 俸 (発令年月日) 発 令 号 俸	健康診断 判 定 区 分 (実施年月日)	体力検定 等 級 区 分 (実施年月日)	所 見
							能力評価		実施権者 序列							
							業績評価									
1/10	59.3.2	25.1.1 (3.6)	○普連	(記載例) 普通科 (先任上級曹長)	ほにん たろう 補任 太郎 (60123456)	44.4.10 (47)	○年度 優良	○年度 優良	○年度 1	○年度 1	○年度 1	3級(職)×1 4級(車)×1 罰なし	126 (28.1.1) 130	A (28.4.15)	6級 (28.6.27)	

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 勤務成績欄は、昇任年度の前年度以前における直近の連続した2回の能力評価の全体評語及び昇任年度の前年度の9月30日以前における直近の業績評価の全体評語を記入するとともに、第88条に規定する実施権者による総合序列を、最新のものから順に過去3年又は3回分を記入する。
- 2 発令号俸は、3等陸尉に昇任後の号俸を記入する。
- 3 健康診断判定区分欄は、判定区分が「B」の場合はB判定の概要を記入する。
- 4 この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第4 (第5条関係)

選考による3等陸尉への昇任選考調書 (令和 年度)

ふりがな 氏名					所属部隊 (発令年月日)					
生年月日		. . . (歳)								
認識番号		G	職種		所属駐屯地					
階級	階級	発令年月日(期間)			最終学歴					
	准尉	. . . (年 月)			現職務					
	曹長	. . . (年 月)			補職年月日					
	1曹	. . . (年 月)			入隊年月日					
	2曹	. . . (年 月)			出身地					
	3曹	. . . (年 月)			現号俸 (発令年月日)					
特技職名称					主要な 課程教育 (期別 名称 履修年月日)					
主要な 保有技能 資格免許等 (取得年月日)					賞 罰					
主要 補 職 歴	部隊等名	主要職務	期間	年月数	健康状態	強健・健康・やや健康・不健康				
					現住所					
					居住状況	自宅・借家・借間・宿舍・営内				
					家族 の 状 況	氏名	続柄	年齢	同・別居	帯同 有無
北方・沖縄・へき地の勤務歴										
3尉候補者 受験状況		受験回数								
		1次合格回数								
実施権者 序列	最近の序列			前回の序列		前々回の序列				
所属長所見		階級			氏名(自署)					

寸法：日本産業規格A4

注：1 この調書は、記載後「個人情報(注意)」とする。

2 実施権者序列欄は、第88条に規定する実施権者による総合序列を記入する。

別紙第5（第6条関係）削除

別紙第6 (第7条関係)

発 簡 番 号
年 月 日

陸 上 幕 僚 長 殿

発 簡 者 名

昇任不適格 (理由消滅) 者名簿

所属部隊				現 配 置		
期 別		階 級 (幹部自衛官階 級別名簿番号)		職 種	氏 名	
昇任不適格 (理由消滅) 理由						

寸法：日本産業規格 A 4

- 注：1 各人ごとに別葉とする。
2 昇任を不適とする理由は、具体的に記入し、かつ、昇任延期期間を付記する。
3 この名簿は、記載後「個人情報 (注意)」とする。

別紙第7 (第11条関係)

発 簡 番 号
年 月 日

殿

発 簡 者 名

3等陸曹への昇任筆記試験得点状況報告
(補定第13号)

実施区分	点 数	100	94	89	84	79	74	69	64	59	54	49	44	39	34	29	計	総点数	平均点
		95	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	0			

寸法：日本産業規格A4

注：この報告は、記載後「注意」とする。

別紙第8 (第11条関係)

発簡番号
年 月 日

殿

発簡者名

3等陸曹への昇任試験成績名簿

一連 番号	所 属	氏 名	試 験 成 績					人 物 概 評
			筆 記	口 述 (人物評価)	実 地			
					各種訓練	射撃検定	体力検定	
1	第〇〇普通科連隊	(記載例) 補任 太郎	85	C (A)	A	1	2	

寸法：日本産業規格A4

注：この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第8-2 (第12条関係)

陸士から技術陸曹に任用された者の3等陸曹任命年度の基準

区分 任用階級	3曹任命年度	X年度	X-1	X-2	X-3	X-4	X-5	X-6	X-7	X-8	X-9	X-10	X-11	X-12	X-13	X-14
		繰上げ年数は標準ピラミッドを基礎														
曹長	任用年度から14年繰り上げた年度	<p>○———△ 曹長任用 (4年) 1曹になったとみなす年度</p> <p>———☆ (6年) 2曹になったとみなす年度</p> <p>———◎ (4年) 3曹になったとみなす年度</p>														
1曹	任用年度から10年繰り上げた年度	<p>○———△ 1曹任用 (6年) 2曹になったとみなす年度</p> <p>———◎ (4年) 3曹になったとみなす年度</p>														
2曹	任用年度から4年繰り上げた年度	<p>○———◎ 2曹任用 (4年) 3曹になったとみなす年度</p>														
3曹	任用年度															

注：任用階級の位置付けは、それぞれの階級への一選抜時期と同一にする。

別紙第9 (第18条関係)

発簡番号
年 月 日

殿

発簡者名

第〇期陸曹候補生昇任候補者名簿

序列	入 隊 年月日	現階級 任 命 年月日	職種	特技	ふりがな 氏 名 (認識番号)	生年月日 (年齢)	試 験 成 績 等						号 俸		所 属 長 所 見	判 定 (昇任 権者)
							勤務 成績	筆記	口述	実 地			現 号 俸 (発令年月日)	発令号俸 次期昇給 年 月 日		
										各種 訓練	射撃 訓練	体力 検定				

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 年齢は、昇任日を基準とする。
 2 発令号俸は、3等陸曹に昇任後の号俸を記入する。
 3 この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

発簡番号
年 月 日

殿

発簡者名

准陸尉・陸曹又は陸士昇任資格者名簿
（ 分）

序列	所 属 (所属年月日) 入隊年月日	3曹任命 年月日 (期間)	2曹任命 年月日 (期間)	1曹任命 年月日 (期間) 曹長任命 年月日	現職務 (上位職) (期間)	職 種	ふりがな 氏 名 (認識番号) (生年月日) (年齢)	勤務成績			賞 罰 精勤章	現号俸 (発令年月)	勤 務 歴	健康状態	戦技等	摘 要	
								能力評価	実施権者序列								
								業績評価	年度	年度							年度

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 勤務成績欄は、昇任日の属する年度の前年度以前における直近の連続した能力評価の全体評語及び昇任日の属する年度の前年度の9月30日以前における直近の連続した業績評価の全体評語を記入するとともに、第87条（人事管理資料）に規定する実施権者による総合序列を、最新のものから順に過去3年又は3回分を記入する。
- 2 勤務歴欄は、3曹任命年月日後の駐屯地を異にする部隊（駐屯地）異動歴を記入（期間を併記）する。
- 3 健康状態欄は、健康診断結果（B・C判定の場合はその理由）及び実施年月日を記入する。
- 4 戦技等欄は、当該年度（最新）の体力検定及び射撃検定結果（級及び実施年月日）を記入する。
- 5 3曹へ及び陸士の昇任の場合は、3曹～曹長任命年月日欄の階級を修正（階級歴）して記入する。
- 6 この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第11 (第18条、第19条関係)

准陸尉・陸曹昇任副申書											写 真 (必要に応じ)					
昇任階級	へ		昇任枠別				職 種	ふりがな氏 名	生年月日 (年齢)	(歳)						
上申序列																
任用区分	3曹任命年度 (進捗率)			所 属 (駐屯地)												
※ 昇 任 歴 等					※ 職 務 歴 (上) : 上位職に補職					昇任に対する評価						
入隊年月日	滞官年数			3曹昇任後の年数			年 月	勤務地	職 務							
3 曹	.	.	年						本人の性格、業務の内容、実績等が理解できるよう具体的に記入する。また、記入事項が多い場合は別紙を添付する。							
2 曹	.	.	年				年	月								
1 曹	.	.	年				年	月								
曹 長	.	.	年				年	月								
※ 勤 務 成 績																
年	総合序列		同期序列	部 隊 等	備 考											
	/		/													
	/		/													
	/		/													
	/		/													
課 程 等 績	上 曹	/	()	%	※ 戦 技 能力等	体力検定	I / (.)	賞罰等	記入例 3級(職)(16.3.31) 4級(職)(14.3.31) 最新のものから順に 記入する。枚数が多い 場合は、下記記入例で 記入されたい。 5級(職)×5 罰なし		特殊事情等 准陸尉・陸曹経歴管理調査 書の記入要領に準ずる。					
	曹 候	/	()	%		射撃検定	級 (.)									
	その他	/	()	%		徒手格闘	級 (.)									
		/	()	%		銃剣格闘	級 (.)									
	中堅陸曹共通識能評価試験結果					※健康状態	健康診断判定	(. .)								
	3尉候補者選抜筆記試験結果						主要病歴									
所 属 長			職 名			階 級			氏 名 (自署)							

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 この副申書は、当該年度において昇任を最適とする者について提出する。
 2 勤務成績、職務歴は最新のものから順に記入する。
 3 体力検定(合格基準/現在の級(年、月))及び射撃検定は、当該年度(最新)の結果を記入する。
 また、何らかの理由で免除されている者については、その理由と最新の検定結果を記入する。
 4 健康状態欄は、健康診断結果(B・C判定の場合はその理由)及び実施年月日を記入する。
 5 ※の欄は、「准陸尉・陸曹又は陸士昇任資格者名簿」と重複する場合は記入を省略できる。
 6 この副申書は、記載後「個人情報(注意)」とする。

別紙第12（第20条関係）

電報による特別昇任上申の場合の必須項目

次の順序に項目番号を付して、必須事項を記載するものとする。

項目

- 1 所属、階級、職種、氏名、認識番号、生年月日、現号俸、昇給年月日
- 2 職務
- 3 現階級任命年月日及び入隊年月日（陸士の場合は任用期間を付記する）
- 4 昇任させようとする階級、号俸
- 5 死亡原因及び死亡日時、公務、非公務の別
- 6 特別昇任の理由（特別昇任に値する理由を下記項目ごと要約し、記載する。）
 - (1) 公務上の負傷又は疾病があること（公務遂行性・公務起因性があること）
 - (2) 故意の犯罪行為又は重大な過失がないこと
 - (3) 特に困難な状況であったこと
- 7 根拠法規の条項
- 8 勤務成績
幹部の場合は必要なし。ただし、准尉から3尉への特別昇任については過去5年分の人事評価を付記。准陸尉、陸曹及び陸士は最近及び前回の人事評価
- 9 賞罰の有無（精勤章の数）
- 10 勤続年数（特別昇給用）
- 11 葬儀の種類
- 12 葬儀の日時、場所
- 13 家族の状況
家族の現住所（連絡先）を含む。
- 14 その他
加入保険会社名、口数等

別紙第13 (第22条関係)

発簡番号
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

補職上申(申請)書(A、B、……Gの区分)

(ア) 優先 順位	(イ) 所属部隊等名 (現職務)	(ウ) 階 級 (認識番号)	(エ) 職 種	(オ) 氏 名 生年月日	(カ) 学 歴 (期別)	(キ) 現任教養 (MSO)	(ク) 現所属部隊 等勤務期間	(ケ) 理 由	(コ) 補 職 意 見		(サ) 交代補 充の要 否	(シ) 備 考
									適 職	希望勤務地		
1	○特隊 (○中長)	3 佐 (G○○○○ ○○○)	特 (FA)	(記 載 例) ○○ ○○ (昭52.11.3)	防衛大 (01B)	中級野特 運用 (13020)	1年8月					

寸法：日本産業規格A4

注：1 上申書は、次の区分により別葉とする。

- (A) 北方交流要員
 - (B) 沖縄交流要員
 - (C) 経歴管理上異動を要する者(1佐と2佐以下に区分し、2佐以下は職種ごと別葉)
 - (D) 定年関連異動要員(1佐と2佐以下に区分)
 - (E) 特殊事情により異動を要する者(1佐と2佐以下に区分)
 - (F) 幹部候補者(幹部候補生学校長及び特殊事情により異動制限を要する者の上申に係る一般幹部候補生を除く。)及び3尉候補者
 - (G) その他(その都度示す。)
- 2 北海道及び沖縄県に勤務中の者については、(ク)欄に当該地域内での勤務期間を当該異動日現在のものを()で記入するとともに、北方交流要員については、希望勤務地(北方からの転出要員については希望方面隊、北方への転入要員については希望勤務地等)を第3希望まで付記する。
- 3 定年関連異動要員については、(ケ)欄に定年退職予定日を記入する。
- 4 同一駐屯地又は同一部隊7年以上の長期勤務者については、(ク)欄に連続勤務期間を()書きで付記するとともに、(シ)欄に曇と付記する。
- 5 当該定期異動日現在で入校中の者は、備考欄にその課程名、期間等を記入する。
- 6 この上申(申請)書は、記載後「個人情報(注意)」とする。

一般幹部候補生等補職上申書

() 方面隊

区隊	序列	能力 区分	職種 ()	ふりがな 氏名 (認番)	任地		本人希望方面		現住所 (本籍)	生年月日 扶養(帯同)	出身大学(専 攻)取得免許	適性			備考
					部隊	駐屯地	第1	第2				車両	航空	空挺	

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 薬剤幹部候補生は、一般幹部候補生に含めて上申するものとする。
 2 この上申書は、学校長意見の新所属区分（方面隊等）ごとに別葉とする。
 3 序列は、幹部候補生学校卒業時の（未定の場合は最新の）総合序列とする。
 4 職種欄は、予定職種を記入し、（ ）内に本人の希望順位を付記する。
 5 任地欄は、方面隊以外に補職予定の者について記入する。
 6 空挺訓練生要員及び航空科の特技区分は、備考欄に記入する。
 7 家庭上又は健康上等特に配慮を要する者については、備考欄に詳しく記入する。
 8 この上申書は、記載後「個人情報（注意）」とする。
 9 提出時期は、別に示す。

補 職 希 望 調 査 報 告 書

()

区隊	氏 名	職 種	現 所 属		在 勤 年 数		希 望 任 地				備 考
			部 隊	駐 屯 地	現所属方面隊と 異なる方面隊	現所属部隊	第 1		第 2		
							第 1	第 2	第 1	第 2	

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 現所属区分（陸上総隊及び方面隊等）ごとに別葉とし、職種ごとに区別する。
 2 飛行幹部候補生及び3曹から候補生に指定された者は、備考欄に注記する。
 3 希望任地欄は、方面隊を第2希望まで、方面隊内は補職単位部隊を第2希望まで記入する。
 4 家庭上又は健康上等特に留意を要する者については、備考欄に詳しく記入する。
 5 この報告書は、記載後「個人情報（注意）」とする。
 6 提出時期は、別に示す。

補 充 上 申 書

(前期：後期)

連番	交 代 者					補 充 要 件				
	階 級 (任命年月日)	氏 名 (生年月日)	職 種	現 職 務	異任希望先	職 務	職 種	特 技	階 級	摘 要

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 摘要欄は、職務遂行上の参考事項等を記入する。
 2 前・後期別葉として上申するものとする。
 3 令和〇年度准陸尉、陸曹及び陸士人員増減見積り（付紙）を別紙として添付する。
 4 この上申書は、記載後「個人情報（注意）」とする。

令和〇年度准陸尉、陸曹及び陸士人員増減見積り

	所属人員	特例充足
准曹		
士		
合計		

部隊名：

区分 月	転 出			依願退職			定年 退職	幹部 任官	任期满了退職 除隊/該当	損耗 合計	転 入			補充（配分）数			補充 合計	曹へ 昇任	現在員状況			備 考	
	准曹	士	小計	准曹	士	小計					准曹	士	小計	准曹	士	小計			准曹	士	計		
4									/														
5									/														
6									/														
7									/														
8									/														
9									/														
10									/														
11									/														
12									/														
1									/														
2									/														
3									/														
年度計									/														

寸法：日本産業規格A4

注：「補充（配分）数」とは、各種配分による補充予定数及び新隊員等の補充要望数をいう。

准陸尉及び陸曹異任上申書
(異動区分を記入)

(希望する陸上総隊又は方面隊を記入)

整理番号	異任先 (駐屯地)	現所属 (駐屯地) (期間)	階級 (任命年月日)	ふりがな 氏名 (認識番号) (入隊年月日) (生年月日) (年齢) (性別)	職種 特技職 番号	補職上の参考					管内 外別	摘要
						適職 現職務 (期間)	賞罰	赴任に伴う 扶養家族数				
								12歳 以上	12歳 ～ 6歳	6歳 未満		
mm 7	21	21	16	33	14	18	18	9	9	7	7	64
												34

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 陸上総隊又は方面隊ごとに別葉とする。
- 2 異任先欄には、第3希望まで記入する（防衛大臣直轄部隊等の補充要員の場合を除く。）。
- 3 現所属欄に勤務期間を（ ）で併記する。勤務期間等の算定日は、発令日現在とする。
- 4 階級欄には、准尉、曹長、1曹及び2曹の者は、3曹昇任年月日を併記する。
- 5 賞罰欄は、賞罰項目、理由及び年月日を記入する。
- 6 摘要欄記載要領
- (1) 特殊事情のある場合は、要点を簡潔に記入し、特殊事情認定書の写しを添付する。
 - (2) 定年退職前の異任については、希望勤務地、定年退職予定日及び異任希望時期を記入する。
 - (3) 陸曹上級課程、陸曹中級課程及び陸曹候補生課程の修業成績（序列）のうち、最も新しい課程教育の成績を記入する。
 - (4) 中堅陸曹共通識能評価試験結果（総合ランクS～F）を記入する。
 - (5) 出身地及び家族居住地を記入する。
 - (6) 血液型を「ABO」式で記入する。
 - (7) 現号俸及び次期昇給年月日を記入する。
 - (8) 本人及び家族の病気等については、異任先で補職上特に指導、考慮を要する事項を記入する（必要ならば別紙として添付する。）。
 - (9) その他特に希望事項又は特殊な技術免許等を保有している場合は、記入する。
- 7 この上申書は、記載後「個人情報（注意）」とする。

陸 士 異 任 上 申 書
(異動区分を記入)

(希望する陸上総隊又は方面隊を記入)

整理番号	異任希望先 (駐屯地)	現所属 (駐屯地) (期間)	現階級 (任命年月日)	ふりがな氏名 (認識番号) (入隊年月日) (生年月日) (年齢別) (性別)	職 種	特技職 番 号	賞 罰	適性検査	継続任用	営 内 外 別	摘 要
								偏差値 A E P S クレペリン	職務遂行 能 力 体力検定 健康診断		
mm											
7	21	21	14	35	7	14	14	18	18	7	66
											34

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 陸上総隊又は方面隊ごとに別葉とする。
 2 原則として、1任期を満了し2任期に満たない陸士の異任希望先は、第3希望部隊等（駐屯地）まで記入し、2任期満了以後の長期勤務陸士の異任希望先は、第1希望部隊等（駐屯地）のみ記入する。ただし、優先順を設定できない希望者については、第2希望まで記入する。
 3 継続任用欄の職務遂行能力は、陸士の継続任用に関する達（陸上自衛隊達第21-5号（35.4.1））第4条に規定する基準を記入する。
 4 継続任用欄の体力検定及び健康診断は、最新のものを記入する。ただし、継続任用のための健康診断未実施の者については、前年度分を括弧を付して記入する。
 5 摘要欄の記載要領
 (1) 血液型を「ABO」式で記入する。
 (2) 陸曹候補生への希望の有無を記入する。
 (3) 継続任用内示（予定）日を記入する。
 (4) 現号俸及び次期昇給年月日を記入する。
 (5) 出身地及び家族居住地を記入する。
 (6) 異任先での補職上特に指導、考慮を要する事項を記入する（必要ならば別紙として添付する。）。
 6 この上申書は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第17 (第25条関係)

申請年月日					
認定年月日	特殊事情申請・認定書				
消滅年月日	営内外別 内・外				
現所属 (駐屯地)	階級 (任命年月)	職種	ふりがな 氏名 (生年月日)	入隊年月日 認識番号	充足管理対象 方面隊勤務場所 (年数)
			(. .)		
特殊事情の区分					
現住所					
特殊事情関係者	住所				
	家族	続柄	氏名	生年月日	備考
特殊事情の内容					
中隊長等記入事項	事実調査の概要				
	意見				
	年 月 日	官 職	氏 名 (自署)		
連隊長等記入事項	所見及び指導事項				
	年 月 日	官 職	氏 名 (自署)		
処置					

寸法：日本産業規格A4

注：この申請・認定書は、記載後「個人情報（注意）」とする。

異動のための所要日数基準表

1 異なる方面隊地域間における基準

新補職 旧補職	N A	NEA	E A	M A	W A
N A		7	8	9	10
NEA	7		7	8	9
E A	8	7		7	8
M A	9	8	7		7
W A	10	9	8	7	

注：発令の日から起算する。

（例） 8月1日付発令、WAからNAへ赴任するものの所要日数は、8月1日を含め10日間で、異動完了日は8月10日となる。

2 同一方面隊地域内における基準

発令日を含め6日とする。

なお、同一在勤地（旅費法上の在勤地をいう。）内の駐屯地相互間においては、発令日の翌日、同一駐屯地内においては即日（発令日）とする。

3 沖縄県へ又は、同県からの異動のための所要日数は、上記基準に1日を追加するものとする。

4 定期異動（後期）において異動完了日が4月1日又は4月2日となる場合は、新勤務地への移動（旅行）は3月31日までに完了するものとする。

別紙第19（第27条関係）

幹部自衛官等配置表

作成日：令和 年 月 日

（ の部）

部隊等名：

編 制 表				組織表による職名	補 職 等 年 月 日	職 種	特 技 職 番 号	階 級	氏 名 (認 識 番 号)	学 歴 (期 別)	年 齢 (生 年 月 日)	備 考
職名等	職 種	特 技 職 番 号	階 級									
					(. .)			()	(G○○○○○○○)	()		
					(. .)			()	(G○○○○○○○)	()		
mm												
← 26 →	← 10 →	← 20 →	← 10 →	← 36 →	← 24 →	← 10 →	← 13 →	← 13 →	← 33 →	← 22 →	← 17 →	← 17 →
												枚中 枚

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 記載の順序は、当該部隊等の編制表に記載されている順序又は内部組織による編成順に記載する。
 2 編制表欄は、編制表に記載されている職名等、職種、特技職番号、階級を記入する。
 3 組織表による職名欄は、組織訓令の委任規定により内部の組織を定めている場合は、当該職名を記入する。なお、特例充足、定員外勤務、勤務地指定等編成表外で配置されている補職は備考欄に（外）と記入する。
 4 補職等年月日欄は、作成部隊等（陸上幕僚監部においては衛生部、監察官、法務官、警務管理官及び課、方面総監部においては医務官、監察官、法務官及び課）に補職又は配置された年月日を、（ ）内には組織表による職名に補職又は配置された年月日を記入する。
 5 特技職番号欄は、編成表特技職番号と保有特技職番号が一致する場合は記入しない。また、一致するものがない場合、陸上自衛官の特技に関する達（陸上自衛隊達第32-16号（45.2.21））第4条の規定により充当した特技職番号の一つを記入し、特技未認定のものは斜線とする。
 6 備考欄は、当該自衛官が、他の部隊等に入所、入校、休職、部外研修、国外研修、臨時勤務等の場合には、その旨と期間、部隊等名を記入する。また、FOC、TAC、CGS、AGS、統幕一般課程、防研一般課程修了者はそれぞれⓉ、Ⓛ、Ⓞ、Ⓚ、Ⓜと記入する。
 7 海上、航空自衛官の場合は、備考欄に（海上）又は（航空）と記入する。
 8 欄外左上部（ の部）は、隷属上級部隊名を記入する。
 9 この配置表は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第20（第28条関係）

退職願（依頼・応募認定）

令和 年 月 日

（任免権者） 殿

所属 階級 氏名

次のとおり退職いたしたく上申する。

現階級 （任命年月日）		職 種		認 番	
現号俸 （昇給年月日）	（ . . ）	次期昇給年月日	. .		
入 隊 年 月 日		生年月日（年齢）	. . （ ）		
本 籍					
住 所					
自衛隊歴の概要	主 要 補 職			階 級 歴	
	補 職 名		年 月 日	階 級	年 月 日
退 職 理 由					
希望退職年月日					
所 属 長 の 意 見 及 び 副 申					
官職			氏名（自署）		
官職			氏名（自署）		

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 標題の（ ）の退職区分は、該当のものを○で囲む。
 2 太線の枠内は、退職希望者本人が直接記入する。
 3 個人調書（付紙）を添付する。
 4 この退職願は、記載後「個人情報（注意）」とする。

個 人 調 書

離職後の就職予定（自営業を含む。）							
勤 務 先							
所 在 地							
地 位		就職予定 年 月 日		月 収			
※当該企業と防衛省との関係		・登録されている ・登録されていない		・契約実績がある ・契約実績がない			
事 業 内 容			資 本 金				
※職 務 内 容		・防衛省に関係がある ・防衛省に関係がない		・営業に関与する ・営業に関与しない			
※当該企業への就職の経緯		・企業からの勧誘 ・縁故就職		・陸自の援護 ・一般採用			
家 族 の 状 況							
続柄	氏 名	年齢	職 業	続柄	氏 名	年齢	職 業
退 職 手 当 金 額							
年 金 額							
予備自衛官志願の有無				志願しない理由			

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 ※印の項目は、該当項目を○で囲む。
- 2 「当該企業と防衛省との関係」の項から「当該企業への就職の経緯」の項までは、幹部のみ記入する。
- 3 必要に応じ別紙を添付して記載することができる。
- 4 この調書は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第21 (第28条関係)

退職者調書

				か文 し ら字	
氏名			生年月日	幹部自衛官階級別名簿番号	
階級・号俸					
現補職年月日					
最終学歴					
勤続年数					
賞 罰			主 要 自 衛 隊 歴		
年 月 日	事 由		年 月 日	記 事	
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
退 職 事 由	定年、応募認定		. .		
	依願		. .		
	その他		. .		
			. .		
年 金 数 (年 数)	(年 月)		退 職 金 (年 数)	(年 月)	
			若年退職者 給付金 (支給年月日)	# 1 (. .) # 2 (. .) # 3 (. .) # 4 (. .)	
就 職 先	会社名			登 録 非登録	月収 収入 年収
	職 名				
	所在地				
住 所	〒				

寸法：日本産業規格A4

注：この調書は、記載後「個人情報（注意）」とする。

分限免職(降任)上申書

1 被処分者

所属	階級(職種)	氏名	認番
----	--------	----	----

2 本籍地

(被処分者の本籍地を記載)

3 現住所

4 所轄警察署

(被処分者の所轄警察署を記載)

5 家庭の状況

(氏名・続柄・年齢・職業及び生活程度記載)

6 入隊年月日

7 免職(降任)適用条項

8 免職(降任)理由

9 過去における規律違反及び懲戒処分

10 平素の勤務状況

11 その他の参考事項

(各部隊長の平素の指導状況及びその他参考となる事項を記載)

添付書類

人事評価記録書

医官又は医師の診断書(自衛隊法第 4 2 条第 2 号の場合)

注: 1 精神病者の免職の場合は、診断書を作成する医官又は医師は 2 名以上(このうち 1 名は精神科医官とし、やむを得ない場合は委託精神科医師とする。)とする。

2 この上申書は、記載後「個人情報(注意)」とする。

別紙第23（第30条関係）

発簡番号
年 月 日

（任命権者） 殿

発簡者名

休（復）職上申書

所属部隊名（駐屯地名）	()	疾病歴
階級（任命年月日）及び現号俸（発令年月日）	(. .) (. .)	
氏名（生年月日）及び年齢	(. .) 歳	
認識番号及び職種	G 科	
休（復）職理由		自衛隊歴の概要
疾病名		
療養開始年月日	令和 年 月 日	所属長の意見及び副申
休職を発令すべき期間 （月数）	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日（ 箇月）	
復職を発令すべき期間	令和 年 月 日	官職 氏名（自署）
既往休職期間 （月数）	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日（ 箇月）	
療養先		官職 氏名（自署）
給与支給基準		
諸手当内訳		官職 氏名（自署）

寸法：日本産業規格A4

注：1 上申書には、自衛官たる医官（やむを得ない場合は委託医師）の診断書を添付する。精神病者の休職又は復職の場合は、精神科医官（やむを得ない場合は委託精神科医師）の診断書を添付する。

2 この上申書は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第24 (第31条関係)

発 簡 番 号
年 月 日

陸 上 幕 僚 長 殿

学 校 長

幹 部 候 補 者 職 種 指 定 上 申 書

氏 名	本人の希望				学校長 判 定	判定 理 由	分野の希望			出身学校専攻科 目及び取得免許	学 術 成 績	人 物 評 定	体 力	総 評		備 考
	第1	第2	第3	第4			第1	第2	第3					評定	概評	

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 本人の希望欄は、全職種のうちから選択させるものとするが、普通科、機甲科、特科、施設科、システム通信科のうち2以上を含ませるものとする。
- 2 分野の希望欄は、最大3個分野を希望順に記入する。ただし、希望がない場合は記載しなくてもよい。
- 3 学術成績欄・人物評定欄・体力欄はおおむねA・B・C・D・Eに区分したものを記入する。
- 4 備考欄には航空適性検査、同身体検査を実施した者についてその適否（合否）を記入する。又特に第1希望～第4希望のうちで希望度合の特に異なる者はその要旨を明記のこと。
- 5 職種ごとに別葉とする。
- 6 この上申書は、記載後「個人情報（注意）」とする。

職種 の 指 定 及 び 変 更 の 書 式

1 名 の 場 合 下 記 の 者 の 職 種 を ○ ○ 科 に 指 定 (変 更) す る 。

記

(所 属)	階 級	変 更 の 場 合 (旧 職 種)	氏 名
-------	-----	----------------------	-----

2 名 以 上 の 場 合 下 記 の と お り 職 種 を 指 定 (変 更) す る 。

記

指 定 (変 更) す る 職 種	(所 属) 階 級	変 更 の 場 合 (旧 職 種)	氏 名
------------------------	--------------	----------------------	-----

別紙第26 (第34条関係)

発簡番号
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

学 生 候 補 者 名 簿
(○○○○課程)

現 職 務 補 職 年 月 日	階 級 (幹部自衛官階 級別名簿番号)	職 種	氏 名 (生年月日)	学 歴	期 別	現任教養	特技職 番 号	主 要 経 歴	健 康 状 態 家庭の状況	所 属 長 所 見
3 普連・3 中隊長 (5. 3. 23)	3 佐 (2563)	普	(記載例) ○○○○ (31. 3. 23)	早大(法)	80U	iAOC(47)	11012 55091	15普連 630801 307共教中 020326	A 妻 健 子 2 健	

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 小平学校幹部特別管理者集合教育の候補者については、次による。
- (1) 現職務欄、階級欄、職種欄、氏名欄及び所属長所見欄のみ記入する。
 - (2) 氏名欄の(生年月日)の下に、退職予定日を付記する。
- 2 この名簿は、記載後「個人情報(注意)」とする。

別紙第27（第34条関係）

発簡番号
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

防衛大学校研究科（修士課程等）学生候補者名簿
（令和 年度）

推薦 序列	所 属	階 級 (幹部自衛官階 級別名簿番号)	職 種	氏 名	生年月日	学 歴 (専攻学科)	卒業 年月	期別	志望課程又は専攻			外 国 語		所属長所見	備考
									第1	第2	第3	第1	第2		
1	1 通大	2 尉 (2563)	通	(記 載 例) ○○○○	40. 3. 8	京大(工) (電気工学科)	2. 3	90U	精密 機械	特殊 車両	耐熱 耐圧	英語	独語		

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 備考欄は、卒業論文名及び指導教官名を記入する。
2 この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第28 (第34条関係)

発簡番号
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

部外研修候補者名簿

(研修名)

(令和 年度)

推薦 序列	所属	職務	階 級 (幹部自衛官階 級別名簿番号)	職種	氏 名	生年月日	学 歴 (専攻学科)	卒 業 年 月	期別	現任教養(期)	関連経歴	所属長所見
1	航学	教官	1 尉 (5571)	航	(記載例) ○○○○	37.11.3	防 大 (航空工学)	62.3	87B	航空整備(64) 航空AOC(67)	平 2.3~4.8 技本において航 空発電機研究	

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 研修先ごと別葉とする。
2 関連経歴は、学校卒業後における当該研修に関連ある業務に従事した経歴を記入する。
3 この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第29（第35条関係）

発簡番号
年 月 日

（学校等の長） 殿

発簡者名

入 校 等 予 定 者 名 簿

課 程 名
入校等年月日

所 属 (現 職 務)	階 級 (任命年月日)	職 種	氏 名 認 識 番 号 生年月日 (年齢)	特 技 職 番 号	健 康 状 態 血 液 型 既 往 歴	給 与 支 給 依 頼 の 有 無	備 考

寸法：日本産業規格A4

注：この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第30（第39条関係）

発簡番号
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

第〇期〇〇〇〇受験者数報告
(補定第 号)

駐屯地 \ 職種	普通	機甲	特科		情報	航空	施設	通信	武器	需品	輸送	化学	警務	会計	衛生	音楽	合計	
			野特	高特														
合計																		

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 航空管制員課程及び中堅陸曹共通識能評価試験については、標題中「第〇期」に代えて「令和〇〇年度」とする。
- 2 一般幹部候補生（部内）の選抜及び3尉候補者の選抜並びに中堅陸曹共通識能評価試験については受験する職種を、その他の選抜については受験者の現職種を記載する。
- 3 中堅陸曹共通識能評価試験受験者で、一般幹部候補生（部内）の選抜も併せて受験する者は、「平成〇年度中堅陸曹共通識能評価試験受験者数報告」の当該受験職種欄に内数として（ ）書きで記載する。

別紙第31 (第39条関係)

発簡番号
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

令和〇年度技術陸曹部内選抜試験受験者数報告
(補定第21号)

任用 階級	技術 免許等	駐屯地						合計
	小計							
	小計							
合計								

寸法：日本産業規格A4

別紙第31-2 (第40条の2関係)

第〇期〇〇〇〇課程選考服務資料

(年 月 日作成)

受験者	所 属		階 級		氏 名	(自署)
	現 職 務		家族構成			
	健康状態		既往症			
	受験理由					
	併 願 の 有 無	有 ・ 無	優先順位	1	2	3
所属長	受験者の 服務意欲			受験者の 指導能力		
	貯 金 及 び 借 財			家庭状況 及 び 異性関係		
	趣 味			懲戒処分 歴 等		
	健康状態					
	所 属 長 所 見	職名 階級 氏名 (自署)				適否

寸法：日本産業規格A4

注：1 併願の有無欄及び優先順位欄は、部内における他の課程等及び部外における採用試験等を含む。

2 記入後は、「個人情報（注意）」とする。

別紙第 3 1 - 3 (第 4 0 条の 3 関係)

中堅陸曹共通識能評価試験の試験受験記録

所属部隊名				
氏 名		曹 任 用 年 月 日		
認 識 番 号		2 曹 昇 任 年 月 日		
生 年 月 日		曹 長 昇 任 年 月 日		
受験回数	中堅陸曹共通識能評価試験			
	受験年月日	確 認 印		
		本 人	所 属 長	試験管理官又は 試験管理官の 指名する幹部
1 回	28. 4. 2 (受験番号)	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ
2 回	29. 4. 3 (受験番号)	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ
3 回	30. 4. 2 (受験番号)	Ⓜ	Ⓜ	Ⓜ
4 回				
特記事項				

寸法：日本産業規格 A 4

- 注：1 所属部隊名は、鉛筆で記入する。
 2 受験年月日欄は、受験した年月日及び（ ）内に受験番号を記入する。
 3 特記事項欄
 国外留学、海外派遣、育児休業等により受験を次年度に繰り越した場合は、その理由（期間、内容等）を記入する。
 4 この記録は、記載後「個人情報（注意）」とする。
 5 幹部に任用された場合は、その年の 1 2 月 3 1 日をもってこの記録を破棄する。

別紙第32（第43条関係）

発 簡 番 号
年 月 日

陸 上 幕 僚 長 殿

発 簡 者 名

第〇期一般幹部候補生（部内）術科試験等成績報告

一連 番号	所 属	階級	ふりがな 氏 名 (認識番号)	口 述 試 験 成績点	術 科 試 験 成績点	合 計 点	伸 展 性	共通体力検定				戦技等に直結する体力検定			備 考	
								腕立 て伏 せ	ひざ 半屈 腹筋	3000 m走	(合計点) 等級	短距 離疾 走	超壕	重 量 の 卸 下、 搬 び 積 載		合・否

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 この報告は、口述試験及び術科試験成績の合計点の上位者から記入する。
 2 伸展性欄は、A、B、C、Dの4段階評価の結果を記入する。
 3 体力検定の各種目欄には、共通体力検定の得点及び判定等級並びに戦技等に直結する体力検定の合／否を記入する。
 4 筆記試験合格者で、じ後の試験を受験しない者及び体力検定が6級又は級外の者は、この報告の最後にまとめて記入する（備考欄に理由を付記）。
 5 この報告は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第33 (第43条関係)

発簡番号
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

第〇期一般幹部候補生(部内)選考資料名簿

① 一連 番号	② 現職種 第2 希望 職種	③ 所 属	④ ふりがな 氏 名 (認識番号) (生年月日) (年 齢)	⑤ 階 級 (任命年月日) (年 月) (3曹任命年度)	⑥ 現 号 俸 (発令年月日) ----- 発令号俸	⑦ 現職務 補 職 年月日 特 技 称 称	⑧ 最終 学歴 任用 区分 期別 成績	⑨ 実 施 権 者 序 列		⑩ 賞 罰	⑪ 過去の 受 験 回 数 合 格 回 数	⑫ 健 康 診断判 定区分 適 格 性 の有無	⑬ 知能 偏差 値	⑭ 幹部 として の 適 否	⑮ 所 見
								最 新	前 回						
								総合 序列 3曹 任命年度 別同期序列	総合 序列 3曹 任命年度 別同期序列						

寸法：日本産業規格A4

注：1 整理要領

受験職種（特科は、F A・A A別）ごとに別葉とする。

2 記載要領

(1) 職種は、整理要領に示す区分に基づき記入する。

(2) ①～⑬については、人評訓令に示す実施権者が、⑭及び⑮については、選考資料提出者が記入する。

(3) 各項目の記載要領

① 一連番号を記入する。

② 上段に現職種（特科は、F A・A A別）を、下段に受験職種以外の職種に転科を希望する者がいる場合にのみ希望職種を略号で記入する（希望しない者は斜線で抹消する。）。

③ 連隊等单位で記入する（例：第○普通科連隊→○普連）。

④ 氏名の下に認識番号、生年月日及び任命日現在の年齢を記入する。

⑤ 上段に現階級の略称（例：2等陸曹→2曹）を、中段に現階級の任命年月日を、次に任命日現在における現階級年月数を、下段に3曹任命年度を記入する。

⑥ 上段に現号俸及び現号俸発令年月日を、下段に陸曹長に昇任後の発令号俸を記入する。

⑦ 上段に現職務名及び現職務補職年月日を、下段に保有する特技のうち、主たるものを二つ以内記入する。

⑧ 上段に最終学歴（陸曹長任命日までの間において卒業見込みの者を含む。）、下段に任用区分の略号と期別及び直近の課程教育の修業成績を記入する（例：生徒○期、曹学○期、曹候○、○○（順位）／○○（履修者数））。

⑨ 第88条に定める実施権者による総合序列及び3曹任命年度別同期序列を記入する。

⑩ 陸曹の期間における賞罰（罰のある場合は、別紙として「懲戒処分の概要（付紙第1）」を添付）及び功績を記入する。

⑪ 提出年度の受験を含めて記入する。

⑫ 上段に選抜試験時の健康診断の判定結果（B判定で適格者とした場合は、別紙として「健康診断B判定の概要（付紙第2）」を添付）を、下段に適格性の調査結果を記入する。

⑬ 最新の適性検査における知能偏差値を記入する。

⑭及び⑮ 勤務成績、健康状態及び性格等を基礎として、幹部としての資質及び伸展性について記入する。

3 この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

懲戒処分の概要

受験者	受験職種		所属	
	階級・氏名			
処分時	懲戒権者 所属・官職・氏名			
	所属		階級	
	処分年月日			
	処分の種類 及び程度			
	処分理由の 概要			
備考				

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 軽処分については当該年度の合格発表日から起算して過去5年以内に受けた処分について、重処分については全ての処分について提出する。
- 2 処分理由の概要欄は具体的に記入する。
- 3 恩赦による懲戒免除の対象者については、備考にその旨を付記する。
- 4 筆記試験後所属部隊等が変更になった者は、備考欄に異動前の所属部隊等を記入する。
- 5 この概要は、記載後「個人情報（注意）」とする。

健康診断B判定の概要

受験者	受験職種		所属	
	階級・氏名			
B判定の概要	B判定の概要			
	適格者（合格）とした理由			
	試験管理官 所属・階級・氏名			
	医務官（医官）等 所属・階級・氏名			
備考				

寸法：日本産業規格A4

注：1 提出の対象者

- (1) 一般幹部候補生（部内）の選抜試験における健康診断の判定区分が「B」であるが入校までに「A」の基準に達する見込みがあり方面総監部医務官が術科試験等の受験を認めた者
 - (2) 3尉候補者の選考において「B」判定とした者
 - (3) その他の課程学生等の選抜等において特に必要とする者
- 2 この概要は、方面総監部医務官の判定結果に基づき術科試験等の受験の可否について通知を受けた試験管理官が（3尉候補者の選考の場合は、医官等の診断結果に基づき試験管理官が）当該受験者に係る選考資料提出者に送付する。
 - 3 「B」判定の概要欄は、病名・病状及び細部の欠陥事項等について具体的（数値で表せる場合は、数値を記入）に記入するとともに、適格者（合格）と判定した理由を記入する。ただし、一般幹部候補生（部内）の選抜においては、入校までに「A」の基準に達する見込みがあるとした理由を記入する。
 - 4 備考欄には過去3年の定期健康診断の判定区分及び筆記試験後所属部隊等が変更になった者については、異動前の所属部隊等を記入する。
 - 5 この概要は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第34 (第47条関係)

発 簡 番 号
年 月 日

殿

発 簡 者 名

第〇期3尉候補者選抜資料名簿

① 一 連 番 号	② 口 述 点	③ 伸 展 性	④ 所 属 (現職種)	⑤ ふりがな 氏 名 (認識番号) (生年月日) (年 齢)	⑥ 階 級 (任命年月日) (年 月) (3曹任命年度)	⑦ 現 号 俸 (発令年月日)	⑧ 現職務 補 職 年月日 特 技 名 称	⑨ 最終 学歴 任用 区分 期別 成績	⑩ 実 施 権 者 序 列			⑪ 賞罰	⑫ 過去の 受 験 回 数 合 格 回 数	⑬ 体 力 検 定 等 級 合/否	⑭ 健 康 診 断 判 定 区 分 適 格 性 の有無	⑮ 所 見
									最 新	前 回	前々回					
									総合 序列 3曹 任命 年度別 同期序列	総合 序列 3曹 任命 年度別 同期序列	総合 序列 3曹 任命 年度別 同期序列					

寸法：日本産業規格A4

注：1 ④～⑫及び⑭は選考資料提出者又は3尉候補者選抜試験委員会の設置担任者が、①～③及び⑬並びに⑮は3尉候補者選抜試験委員会の設置担任者が記入する。

2 各項目の記載要領

- ① 選考資料提出者別の口述試験等の受験者数を分母とし、口述点の高得点順の一連番号を分子として記入する。
- ② 口述試験の成績点（分布制限点）を記入する。
- ③ 幹部としての進展性について、A、B、C、Dの4段階評価で記入する。
- ④ 上段に連隊等单位（例：第〇普通科連隊→〇普連）を、下段に受験者の現職種（特科は、F A・A A別）を記入する。
- ⑤ 氏名の下に認識番号、生年月日及び3等陸尉任命予定日現在の年齢を記入する。
- ⑥ 上段に現階級の略称（例：陸曹長→曹長）を、中段に現階級の任命年月日を、次の段に3等陸尉昇任予定日における現階級年月数を、最下段に3曹任命年度を記入する。
- ⑦ 現号俸及び現号俸発令年月日を記入する。
- ⑧ 上段に現職務名及び現職務補職年月日を、下段に保有する特技のうち、主たるものを二つ以内記入する。
- ⑨ 上段に最終学歴（3等陸尉任命日までの間において卒業見込みのものを含む。）、下段に任用区分の略号と期別及び直近の課程教育の修業成績を記入する（例：生徒〇期、曹学〇期、曹候〇期、〇〇（順位）／〇〇（履修者数））。
- ⑩ 第88条に定める実施権者による総合序列及び3曹任命年度別同期序列を記入する。
- ⑪ 陸曹及び准尉の期間における賞罰（罰のある場合は、別紙第33付紙第1「懲戒処分歴の概要」を添付）及び功績を記入する。
- ⑫ 提出年度を含めて記入する。
- ⑬ 選考試験時における共通体力検定の判定等級及び戦技等に直結する体力検定の合／否を記入する。
- ⑭ 上段に選抜試験時の健康診断の判定結果を、下段に保全適格性の調査結果を記入する。
- ⑮ 勤務実績、健康状態及び性格等を基礎として、幹部としての資質及び伸展性について記入する。

3 この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

発簡番号
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

第〇期陸曹航空操縦学生適性検査等結果報告

一連 番号	所 属	階級	ふりがな 氏 名 (認識番号)	適 性 検 査	身 体 検 査	口 述 試 験 成績点	共通体力検定				戦技等に直結する体力検定			不合格等の 理 由	
							腕立 て伏 せ	ひざ 半屈 腹筋	3000 m走	(合計点) 等級	短距 離疾 走	超壕	重 量 の 卸 下、 搬 び 積 載		(合計点) 等級

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 記入順序は、適性検査、身体検査及び体力検定に合格し、口述試験を受けた者から口述試験成績の高得点順に記入する。
 2 適性検査欄は判定区分により、身体検査欄は「合」又は「不」の区分により記入する。
 3 体力検定欄は、教育訓練達別冊第5体育教育訓練基準別表第4体力検定基準に定める種目別得点表により、それぞれの得点を記入する。
 4 不合格等の理由欄は、心理適性検査達別紙第1の検査問題の項目（準適性の場合を含む。）又は航空・空挺身体検査規則別表第6第2項不合格理由別状況の項目により、具体的に記入する。
 5 この報告は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第36 (第50条、第55条、第67条関係)

発簡番号
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

第〇期〇〇〇〇〇課程学生選考資料名簿

① 一連 番号	② 職種	③ 所属	④ ふりがな 氏名 (認識番号) (生年月日) (年齢)	⑤ 階級 (任年月日) (年 月)	⑥ 現職務 (補職) (年月日) 特 技 職 称	⑦ 最終 学 歴 任 用 区 分 別 期 別	⑧ 実施権者序列		⑨ 賞罰	⑩ 口述 試験 成績	⑪ 適 性 検 査 偏差値 YG クレペ リン	⑫ 健康 診断 判定 区分 体力 検定 等級 区分		⑬ 営内 外の 別 適格 性の 有無	⑭ 所 見
							最新	前回							
							総合 序列 3曹 任命 年度別 同期序列	総合 序列 3曹 任命 年度別 同期序列							

寸法：日本産業規格A4

注：1 記載要領

- ① 選考資料提出者別の一連番号を記入する。
- ② 受験者の現職種（特科は、F A・A A別）を記入する。
- ③ 連隊等单位で記入する（例：第〇普通科連隊→〇普連）。
- ④ 氏名の下に認識番号、生年月日及び受験資格の基準日現在の年齢を記入する。
- ⑤ 上段に現階級の略称（例：3等陸曹→3曹）を、中段に現階級の任命年月日を、下段に受験資格の基準日現在における現階級年月数を記入する。
- ⑥ 上段に現職務名及び現職務補職年月日を、下段に保有する特技のうち、主たるものを二つ以内記入する。技術陸曹の場合は、受験に関係した資格又は免許名を記入する。
- ⑦ 上段に最終学歴（受験資格の基準日までの間において卒業見込みの者は（卒業見込）と記入する。）を、下段に陸曹のみ任用区分の略号と期別を記入する（例：生徒17期、曹学8期、曹候46期）。任用区分欄は、陸士については空欄とする。
- ⑧ 実施権者序列は、陸曹については第88条に定める実施権者による総合序列及び3曹任用年度別同期序列を、陸士については陸曹に準じて序列を記入する。
- ⑨ 陸曹及び陸士の期間における賞罰（罰のある場合は、別紙として「懲戒処分の概要（別紙第33付紙第1）」を添付）及び功績を記入する。
- ⑩ 口述試験成績を記入する。
- ⑪ 適性検査欄は、知能偏差値（段階点）、Y G検査及びクレペリン検査結果を記入する。
- ⑫ 上段に選抜試験時の健康診断又は身体検査の判定結果を、下段は選抜試験時の体力検定の等級区分を記入する。
- ⑬ 上段に陸曹航空操縦課程、臨床検査技師課程、診療放射線技師課程、航空管制員課程、准看護師課程、技術陸曹の部内選抜及び語学課程（英語課程を除く。）の受験者の営内外の別を、また、営外の場合で、入校等に際し家族を帯同する場合に旅費を必要とする人員数を（ ）内に記入し、さらに下段に陸曹航空操縦課程、技術陸曹（部内）（情報処理のみ。）及び語学課程の場合のみ適格性の有無を記入する。
- ⑭ 選考資料提出者が、受験者の勤務実績、健康状態及び性格等を基礎とし、課程学生としての適否を記入する。

2 この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第36-2 (第50条関係)

発簡番号
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

第〇期陸曹航空操縦学生口述試験成績等報告

一連 番号	所 属	階級	ふりがな 氏 名 (認識番号)	口述試験		角膜検査	
				点 数	航空操縦適性に関する評価等	判 定	不合格等の理由

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 口述試験欄は、別に示す要領により点数を記入する。併せて、航空操縦適性に関する評価及び所見について記入する。
2 角膜検査欄は、航空身体検査訓令別表航空身体検査合格基準により「合」又は「不」の区分により記入する。「不」の場合はその理由を併せて記入する。
3 この報告は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第37（第54条関係）

発簡番号
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

技術陸曹補充上申書

優先順位	技術免許名	職 種	特 技	階 級				定員	現員	過不足	職務内容・その他
				曹 長	1 曹	2 曹	3 曹				

寸法：日本産業規格A4

別紙第38 (第54条関係)

発簡番号
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

技術陸曹補職状況報告

任用前所属	任用後所属	任用階級	氏名	旧補職名	新補職名	備考

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 この報告は、新補職先の陸上総隊司令官等が行う。
2 備考欄には、技術免許名、職種変更の有無及びその他必要事項を記入する。
3 この報告は、記載後「個人情報（部内限り）」とするのを基本とする。

発簡番号
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

陸曹候補生初級陸曹特技課程別履修人員報告
(補定第19号)

(第〇期)

教育部隊等	新職種 課程名		普通	機甲	特科		情報	航空	施設	システム 通信	武器	需品	輸送	化学	警務	会計	衛生	音楽	合計			
					野特	高特																
初級陸曹 特技課程 (A)	陸曹 教育隊	普通科	軽火器																			
			A T M																			
			迫撃砲																			
		野戦特科	野戦砲測量																			
			野戦砲射撃指揮																			
		機甲科	機 甲																			
			機 甲 整 備																			
		システム 通信職種 以外の	部 隊 通 信																			
			部 隊 無 線 電 信																			
			部 隊 暗 号																			
A 課 程 計																						
初級陸曹 特技課程 (B)	各学校	(別に示す課程について 記載)																				
		B 課 程 計																				
そ の 他	特技(課程)名を記載																					
	そ の 他 計																					
合 計																						

- 注：1 陸曹候補士、一般陸曹候補生、陸曹候補生とも期別、男女別に作成する。
- 2 特技転換予定者については、特技転換内訳表（付紙）を添付する。
- 3 その他の欄は、方面総監の指定する部隊で履修する人員数又は陸上自衛隊以外の部隊等で履修する人員数を記入する。
- 4 曹候訓令第3条第3項の規定により、今期の教育訓練を受講させる場合は、次の要領でそれぞれ該当の課程欄に外数として記入する。
- (1) 陸曹候補生課程及び初級陸曹特技課程共に未修了者については、（ ）の中に記入する。
 - (2) 初級陸曹特技課程のみの未修了者については、※数として記入する。

特 技 転 換 内 訳 表

現職種	現 有 特 技	転換後 職 種	転 換 特 技	人員数
普	初 級 装 輪 操 縦	普	中 級 軽 火 器	6
	初 級 迫 撃 砲			3
	初 級 部 隊 通 信			4
施	初 級 施 設			2
		計		15
~~~~~				
~~~~~				
輸	初 級 輸 送	航	中 級 航 空 機 整 備	2
武	初 級 火 器 修 理			1
	初 級 機 械 工 作	3		
	初 級 装 輪 修 理	1		
		計		7
普	初 級 軽 火 器	会	中 級 会 計	2
施	初 級 施 設			1
普	初 級 無 線 修 理			2
		計		5
合 計				31

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 この表は、記載の一例である。
 2 転換特技ごとにまとめて記入する。
 3 転換特技欄は、将来転換を予定する特技名を記入する。

別紙第40（第66条関係）

発簡番号
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

第〇期空挺訓練生志願者名簿

推薦 順位	所 属	職 種	ふりがな 氏 名 (認識番号) (生年月日) (年 齢)	階 級 (任命年月日) 入 隊 年 月 日	特技職の 番 号	自 衛 隊 における 履修課程	賞 罰	人物概評 勤務成績 その他 所属長所見	体力検定		身体 検査 判定	適性 検査 判定	次期 継続 任用 の有無	摘 要
									合否	総合 点				
備 考														

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 陸曹及び陸士は、別葉とする。
 2 所属欄は、略称をもって記入する（例：1 普連、3 特連、習志野業）。
 3 賞罰欄は、賞罰を受けた年月日、種類及びその事実の概要を簡潔に記入する。
 4 人物概評等欄は、所属部隊等における同一階級者中の成績順位及び空挺隊員としての適否を付記する。
 5 身体検査判定欄は、「適」又は「不適」の判定を記入する。
 6 摘要欄は、特異事項があれば記入する。
 7 この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第41 (第67条の2関係)

発簡番号
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

第〇期救急救命士課程学生選考資料名簿

一連 番号	ふりがな 氏名 (認識番号)	入隊年月日	年 齢 (生年月日)	健康診断 総合判定	体力 検 定 (級)	賞 罰 等	履修成績	陸曹候補 生 課 程 成 績	補 職 希 望 方面隊	合 格 方面隊	所 見

寸法：日本産業規格A4

注：この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第42（第68条関係）

発簡番号
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

特別体育課程学生候補者選考名簿

（種目）

所 属 (駐 屯 地) (入隊年月日)	階 級 (任命年月日)	ふ り が な 氏 名 (認識番号)	年 齢	最 終 学 歴 (卒業年月)	身 体 の 状 況					検 定 等			健康診断	主 要 競 技 歴 等
					身 長	体 重	胸 囲	既 応 傷 病 歴	能 力 要 件	体 力	射 撃	そ の 他	家 庭 事 情	

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 欄外左上部（ ）に特別体育課程学生候補者選考基準（別紙第43）に示すいずれか種別を記入し、それぞれ別葉とする。
 2 既応傷病歴欄は、傷病の年月、加療の有無及び現在の状況等を記入する。
 3 能力要件欄は、特別体育課程学生候補者選考基準（別紙第43）の能力要件を記入する。
 4 健康診断欄は、判定区分が「B」判定の者はその理由を、家庭事情欄は（長男、独身等）と記入する。
 5 主要競技歴等欄は、都道府県以上の競技会（駅伝を含む。）及び自衛隊における公式試合の記録を詳細に記入する。
 6 近代5種要員は、水泳100m自由形、50m自由形の記録及び特に得意とするスポーツ競技の記録等を記入する。
 7 この名簿は、記載後「個人情報（注意）」とする。

別紙第43（第68条関係）

特別体育課程学生候補者選考基準

種別	資格要件	年 齢 (1月1日現在)	能 力 要 件	服務	性格
陸 上		25歳以下	次のうち、いずれかに該当する者 ※（ ）内は女子の場合 1 5,000m : 15分00秒(16分30秒)以内 2 10,000m : 31分00秒(34分00秒)以内 3 5,000m競歩 : 21分52秒(24分50秒)以内 4 上記以外の種目：全日本30傑以内の記録又はこれに相当する実力を有する者（フィールド競技除く。）	自衛官としての使命感をもち、勤務成績「中」以上の者	研究心に富み、堅忍不拔のたくましい精神力をもつ者
射 撃		30歳以下	次のうち、いずれかに該当する者 1 小銃又は拳銃の射撃検定において、1級以上の者(初級検定の場合：42点以上) 2 ライフル又はピストル射撃競技経験者 3 MPA (Medal Potential Athlete：日本ライフル協会が指定する若手強化選手) 要員に指定されている者		
近代五種		25歳以下	次のうち、いずれかに該当する者 ※（ ）内は女子の場合 1 陸 上：1000m：3分10秒(4分10秒)以内 2 水 泳：100m：1分10秒(1分25秒)以内 3 射 撃：射撃班に同じ。 4 馬 術：乗馬経験者 5 フェンシング：フェンシング、剣道及び銃剣道のいずれかの経験者		
レスリング		25歳以下	次のうち、いずれかに該当する者 1 レスリング又は柔道で、インターハイ県予選等都道府県規模の大会においてベスト4以上又はインターカレッジ、国体等の全国規模の大会に出場した者 2 全国自衛隊レスリング大会ベスト4以上の者		
ウェイトリフティング		25歳以下	ウェイトリフティングで、インターハイ、インターカレッジ、国体等の全国規模の大会に出場した者		
ボクシング		25歳以下	次のうち、いずれかに該当する者 1 ボクシングで、各地方ブロック大会以上の地方規模の大会又はインターカレッジ、国体等の全国規模の大会に出場した者 2 打撃系格闘技経験者		
水 泳		25歳以下	水泳で、インターハイ、インターカレッジ、国体等の全国規模の大会に出場した者		
ハンドボール		25歳以下	ハンドボールで、インターハイ、インカレ、国体等の全国規模の大会に出場した者		
柔 道		25歳以下	次のうち、いずれかに該当する者 1 講道館杯全国柔道体重別選手権大会に出場した者 2 社会人で、全日本実業柔道個人選手権大会でベスト8以上の者 3 大学生で、全日本学生柔道体重別選手権大会でベスト16以上の者(大学生) 4 高校都道府県大会で優勝した者		
アーチェリー		25歳以下	アーチェリーで、各地方ブロック大会以上の地方規模の大会又はインターカレッジ、国体等の全国規模の大会に出場した者		
スキー		25歳以下	スキー(クロスカントリー)技術優秀者で、全日本スキー選手権大会、全日本学生スキー選手権大会、全国高等学校スキー大会、国民体育大会冬季大会スキー競技会等の全国規模の大会に出場した者		
冬季近代2種		25歳以下	1 スキー(クロスカントリー)及び冬季近代2種(バイアスロン)技術優秀者で、ユニバーシアード冬季競技大会、バイアスロン日本選手権大会、宮城スキー大会国際競技会、全日本スキー選手権大会、全日本学生スキー選手権大会、全国高等学校スキー大会、国民体育大会冬季大会スキー競技会等の全国規模の大会に出場した者 2 小銃射撃検定、新隊員後期教育修了者、中級合格、部隊勤務1年以上の者は、2級以上		
カヌースプリント		25歳以下	次のうち、いずれかに該当する者 1 カヌースプリントで日本カヌースプリント選手権大会、全日本大学生カヌー選手権大会、文部科学大臣杯ジュニアオリンピック、国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等全国規模の大会に出場した者 2 走力、筋力に秀でており、他競技において全国規模の大会に出場した経験者(水泳、ボート、ラグビー、陸上、レスリング等)		
ラグビー(女子)		30歳以下	次のうち、いずれかに該当する者 1 体力測定で、50m：7.0秒以内、立幅跳び：220cm以上、シャトルラン：110以上 2 ラグビー、バスケットボール、ハンドボール、バレーボール、サッカー等の球技経験者		
備 考	※年齢制限の適用除外：選手として特に成績が顕著な場合はこの限りではない。 ※能力の要件適用除外：特に著しい身体能力を有し、体育学校長が推薦する者はこの限りではない。				

別紙第 4 4 及び別紙第 4 5 削除

別紙第46-1 (第76条関係)

幹部自衛官
経歴管理調査書

令和 年度

(. . . 現在)

文かし
字ら

ふりがな 氏名 生年月日		階級		期別	認識番号	職種	※幹部自衛官 階級別名簿番号				
		(. .)									
現所属	部隊名	現職務		本籍		()					
	駐屯地名			学籍		(. .)					
	発令年月日	在職年数		外国語能力		種類	読書	聞話			
現任教養 主要学校 教育訓練等		期別・名称 (履修年月日) (期間)		特技番号							
		(. .) (W)									
		(. .) (W)									
		(. .) (W)									
		(. .) (W)									
経歴管理	補職の希望		勤務地の希望		理由						
	希望する	1									
		2									
		3									
	希望しない	1									
		2									
3											
過去の主要補職 (新しい順から)		過去の勤務地域 (期間)		将来の希望補職方向		資格・免許・検定					
(~)		N A									
(~)		N E A									
(~)		E A				賞 罰					
(~)		M A									
(~)		W A									
扶養家族	続柄	年齢	摘要	同・別居	帯同の有無	本健康状態	健康や健康 や健康 不健康				
						現住所					
						居住状況	自宅・借家・借間・官舎・その他 ()				
						家庭の住居					
						居住状況	自宅・借家・借間・官舎・その他 ()				
						居住開始時期					
(家庭の事情)											
教育訓練等の希望 (期間)		業務管理教育 (履修年月)		防災監希望		単身赴任期間					
				有・無 単身可		危機管理教育参加経験 (参加年月場所)		教育受講希望		退職時の希望勤務地	
1											
				第1希望地							
2				第2希望地							
				第3希望地							
所属長の意見	補職意見及び官職氏名										

寸法：日本産業規格A4

注：1 ※印欄は、人事担当幹部が記入する。

2 この調査書は、記載後「個人情報(注意)」とする。

別紙第46-2 (第76条関係)

かしら 文 字	幹部自衛官 経歴管理調査書 (. 現在)										
基本 項目	所属部隊		階級	職種	氏名 (認識番号)			血液型			
	(.)		(.)					健康状態	既往症 (完治年月)		
	現職職務		最終学歴	期別	出身区分	生年月日 (年齢)		体力検定	共通戦技 (.)		
教育 訓練 等	教育・訓練			特 技			語 学 能 力				
	学校・課程名		終了年月	名 称	番 号	種 類	読 書	聞 話	実 施 年 月		
							TOEIC	点			
主勤務地群の希望		0		将来の管理方向			過去の補職		勤務地歴		
最終希望勤務地		0		管理方向希望	1 総合・共通管理 2 職種管理 3 分野等管理		部隊等名(職名)	補職年月	方面	期 間	
次期 補職 の 希望	補 職		勤務地群	分 野 等	1 戦略研究	9 法務	0 . 0	0 . 0	N A N E A E A M A W A 南 西 海 外	.	
	1	0	1 0		2 後方	10 心理(メンヘル)					
2	0	2 0	3 研究開発		11 国際						
理由等			4 情報		12 戦史						
			5 デジタル(サイバー)		13 特殊作戦						
新・改編部隊等への異動			海外勤務	6 デジタル(電磁波)	14 心理戦	0 . 0	0 . 0				
専門性のある部隊等への異動				7 デジタル(AI・DR)	15 その他	0 . 0	0 . 0				
防衛駐在官希望		希望国名		分 細 部			希少特技希望	現方面区 勤務期間			
警備対策官希望		希望国名									
経歴 管理 希望	1年以内		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	6年以内	単身赴任歴 (継続年月)	(.)		
	職 務								業務管理教育 (履修年月)	(.)	
	勤務地群								全国異動の可否		
	教育・研修								期 間 理 由		
	ライフイベント (予定)								経歴管理上の考慮事項		
	単身赴任の可否 (不可の場合の理由)										
	配 偶 者	職 務									
	勤務地群										
家族 (同一 生計で 三親等 以内)	続柄	年齢	職業・地位・学年 (4月1日現在)	同 別	帯同 可否	健康 状態	特記事項	防衛省職員に該当する場合		退職後	
								認番	階級	部隊等	
								氏名	業種 職種 勤務地		
									再任用希望 有・無		
									防災監希望 有・無 単身可		
									第1希望地 第2希望地 第3希望地 危機管理教育参加経験 (参加年月場所) (.) 教育受講希望 なし		
住所	現住所						〒	1 自宅	2 官舎	3 借家	
	留守宅						〒	1 自宅	2 官舎	3 借家	
意見・希望等					所 属 長 等 見 の	職 名 階 級 氏 名					

寸法：日本産業規格A4

注：この調査書は、記載後「個人情報(注意)」とする。

幹部経歴管理調査書等の保管区分

様式			保 管 者				
			陸上総隊 方面総監	師団長及び 任命権訓令 第33条関係 指定部隊長	防衛大臣 直轄の 隊長	陸上幕僚監部の 各部長、 監察官、法務 官及び警務管 理官	本 人
部 隊 等		階 級 等					
調 査 書	陸上総隊 方面隊	1佐以上	1				
		2佐・3佐	1				1
		1尉以下		1			1
	防衛大臣 直轄部隊等	1佐以上			1		
		2佐以下			1		1
	陸上幕僚監部	1佐以上				1	
		2佐以下				1	1

幹部自衛官経歴管理調査未実施者名簿

部 隊 等 名

所 属	階級 (幹部自衛官階級別 名簿番号)	職 種	氏 名	理 由

寸法：日本産業規格A4

別紙第49から別紙第51まで 削除

別紙第52（第80条関係）

昇給上申者一覧

1 昇給権者が陸上幕僚長である自衛官についての上申者

被昇給者の部隊、機関等	上申者
陸上総隊	陸上総隊司令官
方面隊及び方面総監に隷属する機関、自衛隊地方協力本部、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院	方面総監
防衛大臣直轄部隊（陸上総隊及び方面隊を除く。）	防衛大臣直轄部隊の長
自衛隊情報保全隊	情報保全隊司令
学校（自衛隊体育学校を除く。）及び学校長に隷属する部隊	学校長
教育訓練研究本部	教育訓練研究本部長
補給統制本部	補給統制本部長
自衛隊体育学校長	自衛隊体育学校長
自衛隊中央病院	自衛隊中央病院長
陸上幕僚監部	部長、監察官、法務官及び警務管理官
防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、統合幕僚学校、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局、防衛装備庁	派遣先の長
海上自衛隊、航空自衛隊	補職先の長

2 昇給権者が陸上幕僚長以外である者についての上申者

各昇給権者は、前項に準じて編制部隊の長又は昇給権者たる部隊等の長の直近下位の部隊等の長を上申者として指定するものとする。

3 国際平和協力活動等で海外に派遣された部隊又は個人

派遣前部隊の上申者

別紙第53 (第80条、第81条、第82条関係)

認識(個人)番号		(表) 昇給記録カード												頭文字			
氏名		生年月日		入隊年月日		階級・官名(級)		所属		年月日		部隊名					
昇任記録		優良昇給				復職時の調整・俸給の訂正				勤勉成績率の状況				昇給延伸記録		備考	
階級(級)	年月日	年月日	区分	資格	号俸(短縮期間等)	年月日	摘要	区分	部隊名	年月日	年月日	事由	摘要				
昇給記録	年	年				年				年				年			
	月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
	号俸																
	発令区分																
	年	年				年				年				年			
	月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
	号俸																
発令区分																	

寸法：日本産業規格A4

氏名		(裏)																															
昇給記録	年	年								年								年								年							
	月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月												
	号俸																																
	発令区分																																
	年	年								年								年								年							
	月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月												
	号俸																																
	発令区分																																
	年	年								年								年								年							
	月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月												
	号俸																																
	発令区分																																
	年	年								年								年								年							
	月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月												
	号俸																																
	発令区分																																

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 この昇給記録カードは、採用時から現在までの昇給状況を記入する。
 2 頭文字欄、優良昇給欄、復職時の調整・俸給の訂正欄は、朱書きする。
 3 階級欄、所属欄は、最新の階級、異動年月日、部隊名を鉛筆書きする。
 4 昇任記録欄、復職時の調整・俸給の訂正欄は、異動記録に関係ある事項を記入する。
 5 優良昇給欄は、第83条第3項で示す昇給区分「特」「優」の昇給区分となった場合に、区分欄には「特」又は「優」を、資格欄には、各年度昇給実施通達で示す資格区分の区分記号を付記する。
 6 勤勉成績率の状況欄は、成績率の区分（「甲」又は「乙」）、部隊等名及び受給年月日を記入する。
 7 昇給延伸記録欄の年月日は、第83条第3項で示す昇給区分「可」「不」になった年月日を、事由欄には病休等、懲戒処分等の理由を、摘要欄には「可」又は「不」昇給の対象となる病休等の期間、日数、懲戒処分の種類を記入する。
 8 昇給記録欄は次のように記入する。
 (1) 号俸は、昇給号俸、昇任時に決定された号俸を記入し、俸給切替えについては、切替えに伴う号俸を記入する。ただし、昇給号俸数が0号俸となる場合は、号俸は記入しない。
 (2) 号俸の切替えは、朱書きする。
 9 発令区分欄は、昇給（昇給区分（特・優・良・可・不））、昇任、俸給訂正及び復職調整等必要な事項を記入する。

別紙第54 (第80条、第81条、第82条関係)

昇給記録表 (1)

階級(級)

作成者

一連 番号	職名又は補職 部 隊 名	昇 任 (格) 年 月 日	職 種 (官職)	氏 名	可・不昇給事由(60日以上の 病休、処罰等)、優良昇 給年月日及び勤勉成績率	昇 給 記 録															
						49 年				50 年				51 年				52 年			
						1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
1	1 普連1中隊	2士 49.4.1 1士 50.1.1 士長 51.1.1	普	大海三郎		2士 53,200				1士 1号				士長 1号				2号			

寸法：日本産業規格A4

昇給記録表 (2)

階級(級)

作成者

一連 番号	氏 名	昇 給 記 録																備 考				
		53 年				54 年				年				年								
		1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月					
1	大海三郎	3号																				

- 注：1 この昇給記録表は、採用時から現在までの個人別の昇給状況を記入する。 寸法：日本産業規格A4
- 2 一連番号欄には、階級別に一連番号を記入する。
- 3 記録表は、階級ごとに区分する。
- 4 「昇任年月日」欄には、階級及び昇任年月日を記入する。
- 5 「可・不昇給事由(60日以上の病休、処罰等)、優良昇給年月日及び勤勉成績率」欄は、病気休暇、休職の場合には、その期間、日数を、懲戒処分の場合には、その種別、処分年月日を記入する。また、勤勉成績率の区分が乙以上の場合には、受給年月日と成績率の区分を記入する。
- 6 昇給記録表(2)の「一連番号」欄には(1)の一連番号と同一の番号を記入する。
- 7 優良昇給、給与額改定は朱書きする。

別紙第55（第84条関係）

特別の場合の昇給上申書

1 所 属	
2 階 級（任命年月日）	
3 氏 名	
4 生年月日（年齢）	
5 入隊年月日	
6 現号俸（発令年月日）	
7 昇給号俸	
8 上申理由	
9 勤務成績	
10 賞 罰	
11 過去1年間の病気休暇	
12 公務認定日	
13 その他参考事項	

寸法：日本産業規格A4

- 注：1 上申理由は、退職等に至った事案の状況及び平素の勤務状況等を具体的に、記載する。
- 2 勤務成績については、人評訓令に基づき、能力評価及び業績評価の全体評語を記載する。
- 3 公務死亡による場合は、公務災害補償通知書を添付する。

人事管理資料（幹部）

02A

頭文字
ほ

氏名	ほにん たろう 補任 太郎	性別	男	認識番号	G1024982	階級	3佐	職種	特(AA)	主特技	10011	所属	陸幕人教部補任課 (27年3月23日発令)	現職務	補任幹部	上位職
----	------------------	----	---	------	----------	----	----	----	-------	-----	-------	----	--------------------------	-----	------	-----

評価期間	令和 年 1 月 1 日 ~ 令和 年 12 月 31 日
------	-------------------------------

仮評価者	職名：	氏名：	記入日	令和 年 月 日
評価者	職名：陸幕人教部補任課人事第1班長	氏名：補任 一郎	記入日	令和 年 月 日
調整者	職名：陸幕人教部補任課長	氏名：補任 次郎	記入日	令和 年 月 日
実施権者	職名：陸幕人事教育部長	氏名：補任 将太郎	確認日	令和 年 月 日

最新の診断結果	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D 不健康の場合は状況		
体力検定	共 1 級 (29. 4. 20) 戦 <input checked="" type="checkbox"/> 否 (29. 4. 20)		
性格特性	<input type="checkbox"/> 明朗 <input type="checkbox"/> 温厚 <input type="checkbox"/> 機敏 <input type="checkbox"/> 素直		
評価期間中の欠勤等	表彰・懲戒処分・分限	分野適性	
欠勤 0 日		○ 国際	
病気休暇 0 日		運用	
		(評価者)	<input type="text"/> 指揮官型
		1 / 2	<input checked="" type="text"/> 幕僚型
		(調整者)	<input type="text"/> 副官型
		3 / 9	<input type="text"/> 教官型
		(実施権者)	<input type="text"/> 研究者型
		11 / 25	<input type="text"/> その他

寸法：日本産業規格A4

注：この人事管理資料は、記載後「個人情報（注意）」とする。

人事管理資料（准曹）

12
（一般）
頭文字
ほ

氏名 ほにん たろう 補任 太郎 52年9月20日生	性別 男 女	認識番号 G1221573	階級 2曹 21年1月1日任命	職種 普	主特技 11107	所属 第1普通科連隊第1中隊 (22年8月1日発令)	現職務 小銃副班長 上位職
-------------------------------------	--------------	------------------	-----------------------	---------	--------------	----------------------------------	---------------------

評価期間 令和 年 1 月 1 日 ~ 令和 年 12 月 31 日

仮評価者	職名：	氏名：	記入日 令和 年 月 日
評価者	職名：1普連1中長	氏名：陸自 太郎	記入日 令和 年 月 日
調整者	職名：1普連隊長	氏名：陸自 二郎	記入日 令和 年 月 日
実施権者	職名：1普連隊長	氏名：陸自 二郎	確認日 令和 年 月 日

最新の診断結果	<input checked="" type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	不健康の場合は状況
体力検定	共 1 級 (29. 4. 20)		戦 <input checked="" type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 否 (29. 4. 20)		
性格特性	明朗	理性的	社交的	機敏	
評価期間中の欠勤等	欠勤 0 日		病気休暇 0 日		表彰・懲戒処分・分限 第5級賞詞（職務遂行）29. 3. 17 精1線
					総合 同期 (評価者) 3 / 19 1 / 3 (調整者) 18 / 142 3 / 12 (実施権者) 18 / 142 3 / 12

寸法：日本産業規格A4

注：この人事管理資料は、記載後「個人情報（注意）」とする。